

総務事業常任委員会会議録

令和5年12月8日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年12月8日(金) 午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	勝元由佳子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
住民課長	大谷 貴利		新城 正俊
税務課長	長谷川太志	産業まちづくり部長	村田 健次
産業建築課長	坂本 健三	土木課長	橋本 珍彦
会計管理者兼会計課長	春日 正人		
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防総務課長	森田 憲久	消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。

委員皆様方におかれましては、ご多忙のところご参集くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の出席委員は全員出席でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、6番・是枝綾子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。

先日の本会議でいろいろとご議論いただきまして、ありがとうございます。今日はまた総務常任委員会の委員会付託の案件でございますけれども、理事者側はしっかりと答弁いたしますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう、お願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

案件. 令和5年第4回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書1ページをお願いします。議案第39号、忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、説明いたします。議案第39号秘書人事課資料1をご覧ください。

条例改正の背景ですが、今後の少子・高齢化、人口減少への対応をしながらも、職員の働き方改革に資する組織に機構改革するものでございます。

条例改正の内容ですが、4つの柱を設定しております。1点目、今後の社会を見据えた施策を中長期的に検討できる組織。2点目、デジタル社会に対応した行政運営。3点目、関連業務を集約化した組織。4点目、担当業務を担当1人に任せないために少人数の課を大きく取りといるところがございます。これら全ての4つの柱の帰結する先は、当然のことながら住民サービスの向上を目的とするものでございます。

本資料の別紙1をご覧ください。左が現行組織、右が機構改革後の組織となります。

上から、町長公室においては、財政課と企画人権課の企画・広報・電算分のみを統合し、経営戦略課とします。危機管理課に自治会事務を統合し自治防災課とし、税務課と会計課を統合、税務会計課として町長公室に編入いたしました。

次に、住民部ですが、先ほど申し上げたとおり税務課が住民部から抜けます。産業まちづくり部と統合し、産業住民部とします。住民課に人権・女性政策・非核平和を移管しております。これは、人権等の相談の中でも件数の多いDV等の対応は、離婚届や転入届の際に同じ部署で同じ課で対応できるように、住民さんのワンストップを目的としているものでございます。

健康福祉部では、地域福祉課と高齢介護課を統合し福祉課とし、健康こども課は健康事

業を集約します。現在は国保等、対象者によって健康事業実施担当課が分かれていたものを、2階の健康づくり課に統括して実施するためのものがございます。新設するこども課では、健康こども課から児童虐待や児童手当ほか、教育みらい課からこども園事務、地域福祉課から障がい児に関する事務を集約します。

教育部では、教育みらい課からこども園事務が移管され、教育総務課として就学援助等を所管します。

別紙2では、見直し後の事務一覧を掲載しております。太字部分が今回の改正の対象になる部署となります。

次に、議案第39号秘書人事課資料2をご覧ください。本議案に係る条例改正は、全部で12本の条例を改正することとなっております。資料に沿って説明をさせていただきます。

第1条では、忠岡町議会委員会条例の改正を行います。これは総務事業常任委員会のところで、右の改正前をご覧ください。町長公室、住民部、会計課、消防本部、産業まちづくり部としていたものを、先ほどの説明のとおりなのですが、産業住民部と名称の変更を行うものがございます。

第2条、忠岡町事務分掌条例の一部改正でございます。本条例は、各部の所掌事務を規定しております。中でも、部名の改正を1条で行っております。第2条においては、各部の所掌事務を改正しております。

資料の3ページをお願いします。第3条では忠岡町職員定数条例の改正を行っております。これは、こども園が教育部局から町長部局に移管となったための改正でございます。

4ページをお願いします。第4条、第5条では、第4条において忠岡町財産評価審査委員会条例、第5条において忠岡町町税審議会条例の一部改正でございます。この4条、5条におきましては、それぞれ委員会と審議会の庶務を行う課の名称変更でございます。

次に、第6条でございます。忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の一部改正です。これもこども園が教育部局から町長部局、福祉のほうに移管となりますので、条例の中で「教育委員会が必要と認める者」等の表現を「町長」というふうに置き換えているものがございます。

次に、5ページをお願いします。第8条においては、忠岡町児童遊園条例を改正しております。これは、こども園の横にある広場なんですけども、こども園を教育部で所管しておりましたので、教育部局のほうの忠岡町子どもの広場管理規定で規定していたものを、児童遊園条例に規定をするものがございます。

次に、第9条、それから次ページ、6ページの第10条、第11条、第12条におきましては、それぞれ忠岡町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例、忠岡町環境保全審議会条例、それから忠岡町商工業振興対策審議会条例において、それぞれ庶務を行

う課名の変更をするものでございます。

改正期日は令和6年4月1日となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、組織の改正後のところでお聞きしたいんですけども、これ、複数の課が1つの課にまとまったりとかしてるんで、かぶってる課長さんね、どうなるんかというところでお聞きしたいんです。例えば、財政課と企画人権課が1つになってますよね。課長さん2人いてるのをどうするのかとか、あと特に会計課と税務課が一緒になって、税務会計課になってますけど、会計管理者どうなるんか。今まで独立して会計管理者を置いてたでしょう。町長でもどこでもなくというところ。これ、会計課がこうなったら、会計管理者はどういう扱いになるのかというところ。この2点、まず教えていただけますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、かぶっているところの管理職をどうするかという点でございますが、定年退職制度導入で60歳を迎えた職員が役職定年、まず役職が定年になります。その分、課長、部長級が減りますので、そこでは数は一応この形で合うような形にはなっております。ですので、誰かが降格とか、そういうことは一切ございません。

それから、会計課のケースですが、会計課、もちろん独立というのは必要であるとは考えますが、本町のような小さな団体で、会計課については少人数でずうっとやっていたんですけども、今回お話しさせていただいてますとおり、大きくくくって、いろんなことをみんなで検討して、チェックもし合うという体制も1つ考えとして持ってやっておりますので、町村なんかでは税務会計課というのは割とあるケースなんですけども、そういった形にさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

課長さんね、かぶるところは分かりました。

で、会計管理者の部分なんですけど、これ、もともと法律で定められてる独立した立

場、役職なので、首長からも独立して、出納、最後の支払いのところをチェックするという一番大事な役職でもあるんですけど、よその自治体でもそうやって一緒にしてるところはあるんでしょうけど、その結局最後の会計のところをきちんと町長から独立してチェックしてもらえるのか、チェックできるのかという、そこだけが懸念点なんですけど、そこはちゃんと会計課、今までどおりやと思いますけど、ちゃんと独立して、町長、首長に付度することなくやってほしいというところは、これは要望でお伝えしておきますけど、一言だけ頂けますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、委員ご指摘のとおりでございます。もちろん組織の形が変わっても与えられてる任務は一緒ですので、会計管理者としてきっちりチェックをするようになると考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あともう1つ、教育部局のこども園が町長部局に移るところなんですけど、これ、幾つか条例のほうでも教育委員会がとなっている、「教育委員会」となってるところが「町長」になって改まったりとか、あと公園ね、児童遊園のほうも改正されたりとか、あと職員が教育部局やったのが、こども園の職員さんが町長部局に移ったりというところで、いろいろ変わってるんですけど、その一番の懸念点がね、就学前の子どもさんの教育が、今まで教育、政治と独立して教育長の管轄でやってたのに、これ、町長、首長部局になると政治が扱うことになるんですよね。そこの教育と政治が独立してるというところが崩れてる気がするんですけど、そこの教育の担保というところはどうお考えというか、どう保障するのか。それは町長部局のほうも答えていただきたいですし、教育長のほうもちょっとお答えいただきたい。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっとさっきの会計のとこと同じような答弁になってしまうんですけども、形は変われど、就学前教育というのは幼稚園部門というか、こども園になる以前は幼稚園のほうで教育委員会が担っていた部分ですので、ここは連携を強化しながら運営していくことになるかと考えております。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、議員お尋ねの就学前と、それから就学後のこの連携というのは、国のほうでも「架け橋プログラム」という形も唱えられてるとおり、段差のないようなスムーズな就学移行というのが1つの課題になっているわけですけども、今後も、私ども以前、保育所が町長部局だったときもですね、教育委員会としましてその段差のないようなつながりという部分でやってきましたので、今後も引き続き就学前施設と連携してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

就学前と就学後をスムーズにということでは理解できるんですけど、その大もとの考え方のところで、やっぱり日本の教育というところは政治と独立してということ、教育の部局、教育長を置いたりとかしてずっと来てるわけじゃないですか。今の流れとか、よその自治体でこういうことをしてるっていうので、会計管理者も同じなんですけど、そのもともとの本来の趣旨、考え方があるのに、よそもやってるからとか、行政、そこの自治体的に扱いやすいから、事務をやりやすいからというだけでね、そういう本来の趣旨というんですか、本来独立してやろうと、政治が介入しないように独立してやっていこうという、そこのところの担保は私は大事やと思ってるんです。

なので、今回この改編したから、すぐにそんなね、町長が独裁的に教育とか会計を牛耳って変なことするとは思わないですけど、でもそこのところを組織改編するんであれば、やっぱり本来の根本の理念に立ち返るといいますかね、そこは私は守るべきやと思っております。まあ、これやってるからね、そこはもうやっていただいたらいいと思いますけど、今後もしそういうところがあるんやったらね、こういう改編ですよ、することがもし今

後あるんやとすれば、やっぱり目先の自分たちの仕事がやりやすいとか、そういうことじゃなくて、何でそういうふう到现在まで日本の教育とか会計管理者もそういう制度になってきたかという根本のところの発想を大事にしていきたいと思いますね。これは申し上げるだけで終わるときです。

あともう1点ね、第4条の財産評価委員のところなんですけどね、これ、財政課から総務課に移ってますけど、これは財産管理は総務課に一元集約するという事で、受け止めでよろしいんですかね。じゃない。どういう趣旨で財政課から総務課に移ったんかなんです。総務課、今回の組織改編で何もいじってないでしょう。それやったら、財政課と企画人権課と一緒にあって、財政課がこの委員会もそのまま持ってたらいいやんと思うんですけど、今回、総務課に移してるでしょう。その理由のところなんですけど。今まで行政財産とかいろいろ財産管理は総務課でやってきたという認識なんで、一元化したという受け止めでいいんですかという質問です。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員ご指摘のとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。

あと、これは組織の中の話というよりも、今回の目的の中に挙がってた4番目か、職場環境の改善というところでね、担当業務を一人任せにしない、させないための組織をつくるというところで理由に挙げられてるんですけど、これ、私も従前からね、忠岡町のこの仕事のやり方ですよね、全庁的に結局情報交換とかね、同じ課内でも隣の職員のことには触れないとか関わらないみたいな、知らないとか、そういうことがしょっちゅうあって、そこは問題視してきたんですけど、そこを改善するのに、じゃあ、これ組織をいじったら改善できるのかって、私はそこはすごい疑問に思ってるんです。

で、逆に今まで指摘してきた情報共有されないとか、それこそ1人で抱え込むというのは、別に組織を改編したから変わると思ってないですし、それはむしろ職員一人一人であつたりとか、管理職がちゃんと業務を把握してるかとか、そこの一人一人の人の質の部分にかかってくるんやと思うんですよ。この組織改編のハードじゃなくって。そこのソフ

ト面を結局ちゃんとしないと、1人にさせない、しないと、情報がきちんと共有されなくて業務が滞る。何か変なことになってても誰も気がつけへんかったとか、今までいろいろありましたけど、そういうことはね、防げないと思うんですけど、そこのソフト面のことは人事的にどうお考えですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今回提案させていただいてるのは、あくまで組織、枠組みということになりますので、私どもこれで完成とは思っておりません。この後、こういった抱えてる理念であったり、改善できる期待する部分をそれぞれの課に対して場面場面で話もしながら進めることになると思います。

職員それぞれのスキルということでおっしゃってました。確かにそれもあると思いますけども、少ない課ではやはり相談できる体制が限られてきますので、ではなく、大きくくりにしてみんなで検討する。これはもちろん課の運営にも関わってきますので、マネジメントも含めて、そういったところを強化していくというのを今後やっていこうと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと2点お聞きするんですけど、今おっしゃってた今後マネジメントしていこうと思ってるんですけど、具体的にどんなことをしようと思ってるのかということと、あともう1点目、私自身ずっとこれね、指摘さしてもらって、町の組織を見ててね、職員さんたちが周りの、隣に座ってる職員さんの業務も含めてですけど、隣に座ってる職員さん、隣の課、よその部署のことに、良くも悪くも関与してないというんですかね、その問題点というところでね。理由の1個がね、やっぱり関わったら仕事増えるとか、余計なトラブルに巻き込まれたくないとか、一種の何か不安とか、そっちのほう結構見えたりするんです。

要は、例えば1人の職員さんやったら、知らないから、要は受けて立てるだけの度量がないから、変に関わって余計なことに巻き込まれたくない。ある意味保身ですよ。で、課単位でいっても、結局よその部局、課のことに、変やなと思っても口を出さないというのは、結局それを口出したり関与すると、こっちに仕事が回ってくるん違うかとか、また

同じようにね、トラブル、変なことに巻き込まれるん違うかと。結局そこの保身のところが一番根本の原因にあると私は見てるんですけど、そこのところは人事はどう思ってるのかということと、変える手段、今何か考えてるんやったら、何か教えていただきたいんですけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、ご指摘いただいてた点、まずは具体的にどう進めるかということですけども、まず機構、これ、条例改正が議会通りでしたら、あとは住民さんへの周知、それから職場内での周知、それから今申し上げた大きな柱も含めてですね、個々にもこういった懸念もあるから、こういうところというのは、説明は個々にやっていこうと思っております。ですので、具体的にどれというのは言えないですけども、それぞれにおける部署にスタートの段階でつまづくことのないよう、また発展できるように一緒に協議もしながら進めていこうと考えております。

それから、2点目の点ですね、職員が関わったら不安という、それは委員が聞き取り等された中で発言があったのかなとは想像はしますけども、こういったところも含めて、マネジメントであったり、マネジメントばかりではないんですけども、職員の不安という点等については、どれか1つの策を講じて一発逆転というのは考えておりません。こういった複数いろんなところでバックアップもしながら安心感を構築できるようにというのは考えているところでございます。それを目的の一つ一つではなしに、いろんな人事の施策の中のベースにはそういったところを念頭に置きながら検討を進めているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員、すみません、一旦他の委員さんに。

委員（勝元由佳子議員）

もう、はい、これで終わります。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、人事のほう、おっしゃっていただきましたけど、今すぐ変えるのは難しいと思えますけど、とはいっても私も長いことずっと言い続けてきてますからね、もう結構年数たっ

てると思うんです。なので、そこはほんまにちゃんと組織、こうやってハードをいじるだけじゃなくって、中身の職員の教育の部分も含めてね、きちんと人事のほうでやっていていただきたい。それは町長も副町長も筆頭にといいるところでね、人事部局だけじゃなくってやっていていただきたいということでお願いしておきます。

委員長（松井匡仁議員）

答弁よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

簡単なことなんですけど、時代、また社会情勢によって、組織機構の改革というか見直しされてますけども、じゃあ、そしたら住民さんにとって影響は出ませんか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

もちろん一番大事な住民さんに対するサービスの部分でございます。例えば、今回創設するこども課なんかは、子ども関係のいろんな手続をワンストップ、その課に行けば全て済むような形を構築しております。

また、ほかでもそういう大きくくりする中で、住民サービス、先ほど申しあげました住民課においても、人権、相談において件数が多いのはやっぱりDVの相談等ですので、そこらは先ほども申しあげたんですけど、転入の際、もしくは離婚届を提出の際とか、そういったタイミング、タイミングというのは住民課で関わることが多いですので、そこで受けて、そのまま別室に案内できるという点等を住民さんのメリットとしてまずは挙げられるところかなと考えております。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、4点お聞きしたいと思います。

まず、企画人権課がなくなり、住民課に人権課の部分が加わり、住民人権課になることについてなんですけど、現在の住民課の仕事に人権啓発、女性施策、非核平和の業務が移行されるというふうに資料ではなっております。男女共同参画や女性の貧困、先ほども説明で言われてましたDVなどは、計画の具体化と政策化することが、これは求められているものであります。この相談の事業ね、DVの相談については、住民にワンストップでメリ

ットになるという説明がありました。計画や女性施策、そういった女性の貧困の対策、こういったところについてはどうなっていくのかというところがちょっと考えるところです。

で、人員体制は現在よりももちろん増員しないと、とてもじゃないですけど、できないと思いますが、住民課に人権、女性施策、非核平和の業務が移行されるという点での住民へのメリットですね、そういったところは先ほどのDVの相談以外にどういったことがあるのでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、委員おっしゃってたとおり、人権、それから女性施策ですね、等々につきましては、計画を策定して、その実行をしていくというところが肝になるかと考えております。これはどこの課が担っても必ずやっていかないといけないことですので、その点については変わりはないんですけども、やはりDVの対応というところが今回のこの住民課へ人権を移したところのメインの部分になるかなと考えております。

何度も同じことを申し上げるんですけども、離婚届等の際、またはその前段でお話、相談を拾えるように。また、来た段階でちょっと窓口が混んで言いにくいという点もあるかもわかりませんので、そういったところは受付のできる位置をつくるであるとか、DV、女性施策、人権相談はこちらというふうに、住民さんには分かりやすいような形をしていかないといけないかなと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

相談について、一番最初の相談というところが非常に大事だということで、そこをもっと早い段階で察知してやっていこうというところだということですね。この男女共同参画の計画、どこの課であっても、やはり町の姿勢というんですか、進めていこうという、そこがあるかないかで、どこの課にあっても進む進まないというのは、どこの課に置くかが問題ということではないと思います。その点では、町長が男女共同参画本部長でありますので、町長の姿勢にかかっているということになってきますので、人権課に行って男女共同参画の計画、施策化が後退してしまったということのないように頑張りたいというふうには思います。

で、2点目ですね。税務課と会計課が1つになって税務会計課になって、徴収部分の強化ということで、国保料、介護保険料、後期高齢者保険料の徴収業務が全部税務会計課、こちらに移行するということになります。で、特に高過ぎて払い難い国保料の徴収、保険料の滞納の徴収、これが税の徴収部門に移行されるとどうなるかという影響についてちょっと考えるわけなんですけど、まず国保の滞納者の差押え件数もかなり大阪府下でも忠岡町、人口比率からしたら高いです。それは国保の課の課員の方がやっておられるので、法的手続きもきちっと取られてますので、保険課も税務課も同様なんですけど、やはり問題は保険料と税は違うという点、そこなんです。所得や固定資産税という、そういう資産があるというところに税をかけるというのとは違って、保険料は別に資産とかそういうのはないですけども、所得がなくても家族の人数が多かったら高くなるという、そういう税は生活費に税はかけないということで非課税がありますけれども、国保料は非課税、関係ないですね。法定減免はありますけれども、やはり人数が多かったら高くなるという、ゼロということはありません。

ということで、やはりそういう所得200万で40歳代夫婦で子ども2人というところに、年間44万を超えるね、こういう高い、税金はゼロであっても、ゼロではないですけど、税金はそんなに高くないけど、やっぱり国保料は高いという、そういう国保で、それは掛けたんだから、税の公平性、税やったら負担の公平性とか義務とかいうことで徴収に当たるといことはされてると思いますけれども、これを同じように払ってくださいということで、同じようにされるというのがちょっとどうなのかというところが大変心配されます。

賦課する課と徴収する課が違うという、保険料を計算して決めて賦課するのは保険課で、徴収する業務は税務会計課、今度ね、になるというところで問題が出てくるんじゃないかと。それについてどうするかということなんですけれども、賦課する課、保険課が、住民に賦課した保険料がどう住民に影響するのかということを知らないんですね、税務課のほうで徴収してもらうから。それがどうだったのかというところを、保険料賦課したら、高いやないかということはいっぱい窓口に来ると。ああ、高いんですねということで、それでまた考えるというね、そういうことが住民に影響がどうあるのか声を聞くということができないのに、でも今度は税務課のほうにその声が行っちゃうわけですね。ということで、やっぱり検証ができないという、賦課する側が。で、PDCAサイクルで忠岡町、動いてますけれども、それがどうなるのかということを知る機会がないというのは問題やなと。

で、賦課する課と徴収する課とが分かれているということは、高いということも感じなくなってくるということが心配されると。徴収する側は、払ってくださいということで、義務ですみたいな感じで行かないかということで、そういった保険の仕組みと税の仕組みは違うというところをきちっとそこは考えて、税と保険料は違うというふうにちゃんと分

けて考えて徴収されるのかどうかというところが心配されますので、その点について、今、指摘させていただいて点の心配事ですね。賦課するところと徴収するところが違う、別の課、そして税と保険料は違うという、これをどうクリアするのかということについてはどのように考えられるでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

この機構の改編する際に、もちろん現場との話というのは協議を重ねております。その中で浮かび上がってくる課題点等も整理しながら進めております。

まず1点、ちょっとご理解いただきたいのは、今、税と国保料の違いというところを言うていただきました。ただ、我々職員、徴収に当たってる者は、それでも頑張っ払っていただいている住民さんとの不公平というのは解消しないといけないので、その点については頑張っやっておりますので、まずその点をご理解いただきたいと思います。

それから、今おっしゃられました賦課している、4月以降は確かに国保、後期、介護、賦課しているところと徴収しているところが違うことになります。この点についても課題として挙がってました。結果としては、定期的に連携会議的なものを担当者レベル、時には管理職も入ってという形で、もちろん今、委員がご指摘されてる納付相談の際に出てきた意見というのは、都度、賦課のサイドにも流すというのは当然のように言うてたんですけども、現場も。ただ、それに加えて定期的にちゃんと会議というのを、連携会議を持って課題を共有していきましょうというのを確認しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2つ目のことについてはフィードバックされる、連携する、こういったことで情報共有していくと、交流していくということで分かりました。

1つ目の点については、やはりないところから取るというね、その国保料、高過ぎる、大阪府下でも全国でもトップクラスに高いね、高過ぎる国保料についてと税とを同じという扱いで頑張っ払ってるところとの公平性がとって、まあ実態ですね。生活費には税はかけませんが、国保料は生活費を圧迫して、ほんとに命、健康を守る保険が、国保が、命、健康を脅かす状態になるという、ほんとにね、そういう状況になっているということをやちゃんと原課でも保険課とよく協議して、その徴収の仕方についても、やはりそう

いう福祉部門であるというところのそういう保険という認識を共有していただいて、当たっていただきたいというふうには思いますが、いかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

私、先ほどちょっと言葉足らずでした。もちろんそういった公平性という観点も持ちながらも、納付相談においてはその住民さんの生活状況等も勘案しながらやっておりますので、その点については引き続き同じ体制でやっていくというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

3点目ね、こども課、先ほども子どもに関することがワンストップで、1つの窓口で行えるということで、お子さんに関してのね、そういうこと、お持ちの方については非常にサービスの向上になるかなというふうに思います。

1点ちょっと心配なところは、障がい児の福祉が福祉課から分かれてこども課に移行するということの影響がないだろうか。専門性というのがかなりね、障がいというのは、障がい児、障がい者の専門性が物すごく必要なので、福祉課と連携されるとは思いますが、障がい児サービスを受ける住民への影響というのが本当はないだろうかという心配がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

この件も検討した中での報告をさせていただきます。障がい児に係るサービスを全てこども課にということで話のスタートはしました。ただ、生活用具であったり装具というんですかね、身につけるもの等の補助等も含めてですけど、その辺はやはり地域福祉課のほうで、新たに全部移ったんで新しいこども課で全部やってくださいというとなかなか難しい点があるので、そこは総括的に新しい福祉課のほうで引き続き事務をしていくというところでございます。もちろん連携は、同じ部ですし、密になって事務を進めていくというところは当然のところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。連携をしていくというふうなところが今回のこの機構改革でね、やっぱり非常に必要になってくるというふうなところがうかがえます。その連携を密にして、住民によりいいサービスを提供できるようにというふうにやっていただきたいと思います。

最後、4つ目なんですけれども、生涯学習課なんですけど、今回の機構改革の目的というんでしょうか、そういったところに書かれてある職場環境の改善の、担当業務を一人任せにしない、させないため、少人数の課の業務を見直すという、まさにここも生涯学習課もね、そういう担当業務1人でみたいな、そういったところもあると思いますが、この課だけがちょっと今回、この機構改革のところからちょっと外されているのではないかというふうに見えるんです。少人数のままであるし、役所の中じゃなくて文化会館に単独で設置されていて、他の職員の応援を受けにくいという場所にもありまして、今回のこの機構改革からちょっと外されて、生涯学習課、問題解決になるんだろうかなという心配がありますので、この生涯学習課についてはどう考えていらっしゃるんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

生涯学習課、今のご指摘いただいた点なんですけども、教育と検討もした結果なんですけども、文化会館の運営ですね、それから今後、教育分野においてさらに重要となる生涯教育事務ですね。ここを強く推進するため、現場の声というのはやっぱり大事なので、文化会館に引き続き事務をそこで現場の声を聞きながら遂行する。また、少人数ではありますけども、今現状、皆さんご存じのとおり、課長職を部長が兼務という形を取っております。これはちょっと事情があつてのことなんですけども、そこについては必ず4月には体制をちゃんと、きちりとした形に持っていくというふうには考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

4月まで数か月でありますけれども、4月からのことを今しておりますので、そこから1年間、またその体制のままですねということになるので、やはりちょっと年度の途中、これをどう、問題が起きていることについて、今後ね、問題が幾つかこの課はありましたので、それをどう解決するのかという対策もぜひ、機構改革だけではないと思いますけ

ど、取っていただくということでやっていただきたいと思います。4月、この体制、今までの体制とは違って、機構改革ではないけれども、こういうふうに充実しますというふうな考えは今の段階ではあるのでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

これは教育委員会からもくれぐれもということで言われております。人員についてはこれから、先ほど申し上げたとおり、生涯教育業務というのはさらに重要度を増していきますので、ここを強力に推進したいということも教育からもくれぐれも言われてますので、そこはこの先の、今、確実にどうするというのは言えないんですけど、人員についてもそういういった観点をちゃんと取り入れてというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

人員についても検討されるということではありますが、この職員定数条例の一部改正もここで一緒に、この1本の中にね、改正の中に入ってるんですけども、こども園が教育委員会から町長部局のほうに移ったということで、職員の定数条例がですね、町長部局は増えるんですね。で、教育委員会の事務職員が60名という上限の定員から25人に減ってしまうという中で、この25人の中で増員をしていくと。25人を超えられませんものね、なかなかね。ということやから、その辺については大丈夫なんだろうという、それもやっぱり心配なところなんです。そのことについては教育部局のほうはどのように考えていらっしゃるのかということ、ちょっと教育長しかいらっしやらないので、お聞きしたいんですけど。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

条例上のいわゆる定数の話ですけども、この人数の多くはですね、現在我々が所管しております東忠岡の認定こども園の保育士さんとか、それに絡む人数も含まれております。それ以外に関しましてはですね、この数で十分対応可能であるのではないかなというふう

に考えております。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

25名で対応、生涯学習課の増員も図れるということというふうに捉えてよろしいでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

そもそも今の生涯学習課に関しては、今は理由がありまして減といいましょうか、実働が減の形ですけども、当然、先ほど人事課長のほうも話がありましたけども、その部分の件に関しては私は強くお願いしておりますし、そこは間違いはないと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育長の答弁にもありましたように、その充実ですね、増員についても求めていただけるということですので、よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、1点確認です、教育部局にね。職員人事、異動を含めて人事部局がやると思うんですけど、教育委員会のこの25人いるでしょう。25人が教育部局に配属というか、されたら、その振り分けは教育長管轄でいいんですね。要は、この課に何人とか、この課に何人とか、それは教育長の権限ですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい、任免権者は教育長でございますので、もちろんそうなります。協議はしていきま

すけども、決めるのは最終的にはということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

ということですね。分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

議案書の7ページをお願いいたします。議案第40号、忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。1枚物の議案第40号住民課資料をご覧ください。表面が資料1、概要説明で、裏面が資料2の新旧対照表となっております。

コンビニエンスストア、以後コンビニと省略させていただきますが、コンビニ等に設置されている多機能端末機、これはマルチコピー機と称される端末機のことですが、これに

マイナンバーカード等を使って本人認証を行うことで、印鑑登録証明書及び住民票が交付できるコンビニ交付サービス事業を令和6年3月11日（月）から開始する予定でございます。

つきましては、印鑑登録証明書に関することは、忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例において定めておりますが、現状では第13条で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明交付請求書に登録証を沿えて申請しなければならないとしておりますので、新たに利用者証明を電子証明書を記録した個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード、または利用者証明を電子証明書を記録した移動端末機、いわゆるスマートフォンを利用したコンビニ交付ができるとする条項を加えるものでございます。

新旧対照表の改正後をご覧ください。多機能端末機による登録証明書の交付として、新たに第16条の2を加えております。条文の内容は、第13条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード、または利用者証明用電子証明書を記録した移動端末機を使用してコンビニに設置している多機能端末機を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるという内容でございます。

附則としまして、コンビニ交付のシステム運用の開始の日となりますが、関係する機関との調整により確実な運用が見込める令和6年3月11日より施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、まずね、利用者証明用電子証明書というものをちょっと簡単に説明していただいていいですか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

これは、マイナンバーカードを交付する際に設定していただく通常4桁の暗証番号ということになります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、結局はマイナカードの一式でということですよ。これね、コンビニで簡単に印鑑証明、取れるようになるという利便性の向上はいいんですけど、やっぱり一番の懸念はね、よく言われてるこのマイナカードが盗まれたときどうすんねんというところで、その印鑑証明って一番大事でしょう。契約とか法的な部分で使うので。役所の窓口やったら本人確認いろいろできますけど、このコンビニ端末機でどうやって本人確認のところですよ、顔認証じゃないですけど、どういうふうにしてこの人がその本人、マイナカードの所有者本人だということをどういうふうを確認するのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

まず、この利用者証明用電子証明書というものが、これが本人しか知り得ない暗証番号ということになっておりますので、あとマイナンバーカードに記録されておりますその人を特定する4情報と、これらが全て正しいということを機械上判定することによって発行するというふうな流れになっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今おっしゃってる暗証番号ですけどね。キャッシュカードとかクレジットカードとかも同じですけど、結局、暗証番号ってみんな覚えやすい番号にしたりするじゃないですか。よく生年月日と同じような番号、電話番号と同じようなものにしないでくださいって、よく言われてますけど、財布ごと盗まれて、その人の住所やったり電話番号やったりとか、生年月日の分かるようなもの、免許証も入ってるとかね、ということになったら、暗証番号、推測されやすかったりするわけですよ。だから、そこら辺のところちょっと大丈夫なんかなという不安はあるんですけど、この暗証番号とマイナカードのこのセットだけでというんですかね、その情報だけで本人の確認というところ、大丈夫なのかというところを教えていただきたいんですけど。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

先ほど説明しましたとおりですね、まず暗証番号は、これは絶対、本人しか基本知らないという前提のものになっております。あと、これを続けて3回間違えてしまうとロックがかかってしまったりとか、そういうちょっと制限もかかりますので、そこはちょっとシステム的なものでございますので、そういう形を現在運用しておりますので、そこは実証されてるので安全性は高いものなのかなというふうには考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応あれですね、じゃあ3回以内に暗証番号が合わないと駄目という、ロックがかかっているところで保障はされてるといふところですね。これはね、もうマイナカードの、マイナンバー制度の話にもなるので、忠岡町にはそれ以上言ってもあれなので、これで置いときます。

委員長（松井匡仁議員）

他にご質疑ございますでしょうか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この多機能端末機の中にシステムを、忠岡町のところとね、つながるといふことになるわけなんですけど、事前にちょっとお聞きしたら、忠岡町の住民基本台帳、忠岡町の中のそこはつながらないと。自治体クラウドのほうとその多機能端末機のほうと、そっちのほうから情報が行くというふうにお聞きしてるんですけども、それでよろしいんでしょうか。そういう認識で。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ネットワークなんですけども、現在、行政間で利用しておりますいわゆるLGWAN、行政の専用のネットワークシステムなんですけども、これは外部の介在ができないというものでございます。この回線とJ-LISの回線をつなぎまして、それをもちまして入出力し

ているところでございますので、外部からの第三者の介入というものは非常に難しいものとなってございます。併せて、セキュリティー、それぞれの出入り口で、いわゆるHTTPシステムというかなり高度な暗号化システムでございますが、こちらのほうをかけるという形でセキュリティーの保持を図っているというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、J-LISのほうとつながると、ネットワークは、ということなんです。自治体クラウドじゃなくてJ-LISのほうとつながると。今、ご説明ではそのようにおっしゃっておられたので。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

自治体のクラウドとJ-LISとがつながるという形でございます。この方式は、BCL方式と、ちょっと横文字ばかりで申し訳ないですが、という形でして、いわゆる先ほどの外部からの第三者介入を防ぐためにできているシステムで、私どものほうもこちらのBCLシステムということで採用させていただいてるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、不正な侵入とか、情報漏えいの危険性はないと、忠岡町、そのようにおっしゃってるというふうに理解してよろしいでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

基本的にはそのようなことはないと考えてるところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

簡単なことですが、これまで私どももこういったところを進めてきたところですが、住民の利便性ということで。先ほどの勝元委員の関連ではないですが、もしこれね、紛失とか盗難に遭った場合、どこに。クレジットでしたらクレジット会社とか、そういうところに連絡すれば、すぐストップされるようなことで、その辺のセキュリティーといますか、はどのようなふうになるのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

そういったことがありましたら、まず役場のほうに相談していただければ、このJ-LISのほうの、今回こういう方が紛失に遭ったので、届けていただくような機関もございますので、そういったところにまず連絡を入れてくださいと。あとは、警察のほうに紛失届を出してくださいよというふうなことで、こちらのほうはご案内しております。

委員（北村 孝議員）

はい、結構です。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

私、いつもですね、こういうシステム等変わるときに、住民さんから結構質問、聞かれることが多いんですけども、今まででありましたら印鑑証明、まあ印鑑証明を取るってなかなかそんな多数で、大勢の人数じゃないと思うんですけども、今であれば印鑑証明のカードありますよね。カードを窓口へ提出したら、すぐ今までの印鑑証明やったらスッと出してくれると。

機械化してコンビニで便利になると言うてるんですけども、今言ったように、勝元議員も言ったように、僕も初め、利用者証明用電子証明書って、これ何かなと思ったら、ただ

の暗証番号ですか、というふうに今聞いたんですけども、やっぱりお年寄りの方も行くと思います。そして、我々も取りに行くと思うんですけども、結構今度コンビニでやった場合、今、ご飯を食べに行ってもタッチパネルとかいろいろなってますね、そのタッチパネルが我々でもちょっと、ここへ行きたいけども行かれへんというのも結構あるんですけども、その辺のところ、何というか、もう少し利便性で、今までみたいなカードを持っていたら、その機械にカードを入れたらすぐ出てくるとかいうふうな形で、防犯とかいろいろあると思うんですけども、そのやり方とかその何か説明ですね、それをもう少し広報等、ホームページに載せるというても、お年寄りなんか、ホームページなんかあまり見てないと思うし、広報にこういう印鑑証明の登録して提出の仕方というのを文字で残して、こういうやり方でやってくださいというふうにさせていただきたいと思うんですが、それは可能なんでしょうか。分かりやすく説明していただきたいと思いますが。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今回、このマイナンバーカードを利用したコンビニ交付というものは、これはある意味、時代の流れでもありますので、もう既に大阪府では39市町が実施している、全国には相当拡大している部分でございます。そこは住民さんの利便性としまして、365日、ほぼほぼ1年間通じてね、役所に来なくても取れるという手法を増やすということが住民の利便性につながるというふうに考えておりますし、今までの印鑑登録のやり方自体は別に廃止するものではございませんので、もちろんマイナンバーカード、全員が持っているものではございませんので、もちろん今までどおり役所のほうでの手続という形で手順を踏まえていただければ、こちらのほうも対応いたします。

あと、どういうふうな形で印鑑登録をするかということにつきましては、町のホームページのほうにも手続の手順のことについては常時掲載しておりますので、どうしてもそれでも分かりにくいということであれば、直接ちょっと窓口にお電話で聞いていただければ、我々きちんと説明しておりますので、そういった対応をしているということでご理解願います。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

他市町村ですね、こういうふうになってるって今おっしゃってたんですけども、1つお

聞きしておきたいんですけども、これからやることについてですね、その機械で印鑑証明をじゃあ月に何人出してるんやとか、年間でこんなものやとか、窓口の業務がかなり楽になりましたとかいうのを、ちょっとまた今後ですね、私も質問させてもらいますけども、そうしとかんとですね、機械は設置したわ、誰も使えへんわ、やり方分かれへんわというのであれば、やるだけ無駄だと思いますので、その辺のところをですね、ちょっと考えて担当の方はお願いしたいと思うんですけども、その辺のところいかがなものでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

まず、このコンビニ交付開始に当たりましては、これは広報のほうで周知をいたします。今、利用の見込みというお話があったと思うんですけども、今全国的にコンビニ交付を利用される割合が年々増えておりまして、今大体20%ぐらいというふうに聞いております。忠岡町もですね、いずれこの全国的な水準まで利用者は増えていくのではないかと、いうふうに考えております。

というのもですね、今でも住民課の窓口のほうでも、新たにマイナンバーカードを発行する際には、令和6年の3月ぐらいからコンビニ交付を実施するよというふうなことは言うてはいるんですけども、もう既にですね、マイナンバーカードを持ってる方が当たり前のようにコンビニに行って、マルチコピー機を使って、印鑑証明や住民票を発行しようとしたけど、発行できないやないかというような問合せが非常に多く、今でも電話がかかってくる。忠岡町はまだ対応しておりませんというふうなことでお答えはしてるんですけども、半ばもう住民さんのほうが、そういうものができるものやというふうに思われてる方も非常に多うございますので、全く利用者がゼロというふうなことはちょっと考えにくいというふうに思っております。先ほど言いましたように、全国平均レベルの利用者にはいずれ行くものだというふうに考えております。

委員長（松井匡仁議員）

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

今お答えいただいたように、今もう現在、何かコピー機でやっているとかがいうのは、やはりここに書いてあるように、令和6年の3月11日から開始ということで、これを住民の方に周知するというので、周知してると思うんですけども、いつも言うのは、理事者の方は周知する、周知すると言ってるんですけども、私は思うんやけど、周知を徹底してもらわんと、これは具合悪いですよね。周知しておりますとか周知しますとかじゃなく、周知徹底という言葉をちょっと肝に銘じてもらってですね、そして来年3月11日からこ

ういうシステムが始まるのであれば、約1年で、大体1か月の利用者、1年間の利用者は何人とかいうのをチェックしていただいて、また私個人でもいいんですけど、報告願えたらと思いますので、よろしく願いしときます。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

実際始まりましたら、そういった利用実績であるとか、そういったものは逐次こちらのほうも把握してまいります。広報、住民周知ですね、住民周知につきましては、広報やLINEを通じて確実にお伝えするような形で臨みますので、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

なければですね、私のほうから1点だけ質問させていただきたいと思います。進行のほうを副委員長のほうにお願いいたします。

（進行を河瀬副委員長と交代）

副委員長（河瀬成利議員）

それでは、委員長より質疑がございますので、私が代わって委員長を務めたいと思います。

松井委員長、どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。私ですね、会社の代表をしたこともありまして、この制度、もしコンビニで発行できれば非常に便利になるんやと思っておりますんですが、これ、指摘ではなく、現在、印鑑証明を取るときにですね、代理の方を取っていただこうと思わずと委任状が必要になります。で、仕事で忙しくですね、ちょっと取ってきてくれと言うたことも私もあるんですけども、これ、コンビニで発行する際はですね、カードを渡す行為が委任行為になるのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

窓口の場合は必ず登録カードの提示というのはお願いしておりますが、コンビニでの印

鑑登録の証明につきましては、印鑑登録カードは必要ございません。マイナンバーカード、4桁の暗証番号とマイナンバーカード、これだけで。もちろんこれはマイナンバーカードは基本、本人が個人のものを持っているという前提になっておりますので、基本的にはご本人がコンビニを利用して発行手続を踏むものだというふうに考えております。

委員（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

課長、すみません、もちろん理解してます。それは分かってます。もしですね、体がご不自由で役場に行けない。役場が遠い。遠方ですので。どうしても委任したいと。で、近くにコンビニがあると。そのときに、法律的なところでですね、自分のマイナンバーカードをご家族もしくは親類に預ける行為自体が委任行為として認められるのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

実際ですね、家族の方のマイナンバーカードを預かって、4桁の暗証番号もその預かった方に教えるという形であれば、コンビニ交付では可能です。それは正しいかどうかというお話ですが、マイナンバーカードを使つての手続としましては、原則本人の、マイナンバーカードはご本人が持っているという前提ではございますが、家族間の中でもしあるのであれば、そういった使い方もできないことはございませんので、それは違法とは言えないと思います。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

ええかげんな答弁したらあかんよ。これ、法律上の話やから、調べて、また後日で結構ですんで、きちっと返答ください。僕は知らないんですよ、答えを。知らんけれども、調べてください。

住民課（大谷貴利課長）

分かりました、すみません。

副委員長（河瀬成利議員）

ちょっと調べて、また返答、よろしくお願いします。

それでは、質疑が終わりましたので、松井委員長にまた委員長を交代します。

(進行を松井委員長に戻る)

委員長（松井匡仁議員）

それでは、他にご質疑ございませんですね。よろしゅうございますか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

それでは、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

(なし)

委員長（松井匡仁議員）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書27ページをお願いします。議案第44号、忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、説明いたします。議案第44号秘書人事課資料1を併せてお願いいたします。

本件は、一般職の職員の管理職手当について、組織の活性化、職員のモチベーションを高め、住民サービスの向上を図ることを目的として、管理職職員の手当のバランスを是正し、その責任に見合った額へ改定をするものでございます。

過日実施しました職員アンケートにおいても、管理職になることを望まないという回答が約45%ありました。また、本町で実施しております昇任試験、主査級への昇任試験、

その上の係長昇任試験というのを実施しておりますが、係長昇任試験に合格すると、その後は本人のキャリアプラン、思いにはかかわらず昇格していくため、管理職になりたくない職員は係長試験を受験しないことによって昇格しない道を選択できます。その係長試験の受験率が42%と低くとどまりました。その1階級下の主査試験の受験者数率は88%と、ほぼほとんどの職員が受験していることからなども、管理職を望まない職員が相当数いることが推定されます。この状況が続けば、将来の組織体制が築けないと危惧するほどの状況となっていると認識しております。

以上のことから、内容として表に示しているとおりになんですが、部長と次長の手当額の差が2,000円、課長と参事の手当額の差が3,000円であった部分を、その責任には大きな差があることを考慮し、部長、課長ともに1割程度増額し、責任に見合った額に改定をするものでございます。

施行日ですが、令和6年4月1日となっております。

議案第44号秘書人事課資料2に新旧対照表を用意しております。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、管理職手当のこの増額ということによる町財政への影響額ですね。影響額と、あと機構改革で部が1つ減少し、2つの課が減るということで、機構改革での財政への影響というか効果額というものについて、数字をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、この管理職手当のアップのみの場合の額なんですけども、約150万となっております。

それから、機構改革、先ほどの議案でもちょっと説明させていただいたんですけども、部が1部、それから課が2つ減少いたします。そこも加味いたしますと、約150万円の減額となります。管理職手当を上げて、機構改革によるポストが減ったことによる総合的な効果額というのは、150万ほどの減額となります。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、アップしたけれども、部と課が減るということで、相殺すれば150万の減額になるというお答えだったと思います。

で、機構改革、部を1つ減らし、課を2つ減らすということで、かなり部長、課長の管理する仕事の範囲、業務量というのが増えるということも考えられるんですけども、その仕事はやっぱり増えるということで見たらよろしいのでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ご指摘のとおり、府下においても本町の課の数というのは少ない位置にあります。ですので、今回の機構改革により管理職の責任の範囲というのは、もちろん当然のことながら広がっているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、今、人事課長のほうからいろいろと種々説明ありましたが、よう変わっても5,000円、6,000円の話ですよ。改正されて。その望まないというか、係長で20%、昇格を望まないのが20%ぐらいいてはるというのは、これは多いんか少ないんか私ちょっとよく分からない。多分多いんでしょうね。将来にとって、多いんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

アンケートの回答では、望まないというのが役場では43%、全体で言うと45%ほどになります。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ほぼ半分の方が望まないと。当然お分かりやと思うんですけど、言葉は悪いんですけど、金額で釣って昇格しようかという、それはもっと金額が多ければ、またそこに魅力を感じてと思うんですけど、もっと根本的なことあると思うんです。当然そんなんもお分かりやと思うんで、できるところはやっぱりこういうところではないというところも、そうなのかなというところがありますけども、その辺について、こういった改正することによって、今後どれぐらいそういう希望者、昇格を望む希望者というか、いてはるのか。全く数字だけで、そういう誘導すると言うたらおかしいですけど、希望者を募るというか、その辺についてはどう考えてはるんかなと思うんですけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、委員ご指摘のとおり、これ1つをとって、皆が管理職を望むという率が上がるというものではないと思っております。もともとは管理職としてのやりがいを見いだす施策はないかというところの検討から始まっております。で、仕事のやりがいというのは、やっぱりこちらの人事サイドでどうこうするものではなく、それぞれが置かれてる位置で見いだしていくものであるというところで、まずはできるところというところで、こういうところを、まず管理職手当の増という形でさせていただきました。

この後なんですけども、先ほど言いましたやりがいという部分で言うと、幾つかのケースで所属のマネジメントする中で、課員が退職を検討したケースを、課長が相談に乗って救えたケースであったり、そういったところで、そういった課長の喜びというのがすごくあったケースがありますので、こういったマネジメントによる喜びというのは、やはりこれは管理職でないといけない部分ですから、苦しみでもあり、できたときの喜びというところで、そういったところも一緒に管理職の皆さんの中で研修とかを増やしながら進めて

いきたいなどは考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。私が言ったことは当然お分かりの中で、こういう形でしか今のところはしょうがないからと。今、課長おっしゃったように、いろんなところで研修というか、そういうことをやってはると。そもそも責任を負うこと自体が、今の若い者って、こんな言い方おかしいですけど、負うこと自体が苦痛に感じる。毎月きちっと決められた時間内で仕事して、生活を守れたらええというような方が、時代というか、もっと上に上って、もっとやりたいことがあってという、その辺のやりがいを出させるような研修、当然そういうことはもう十分お分かりやと思うんですけど、それもしっかりよろしく願いいたします。結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

よく私もですね、中定課長とこういう人事面とか、いろいろ話させてもらいんですけども、北村議長、今おっしゃったように、じゃあ、これをやってどうのこうのというのはまた違ってくる場合もあるかもわかりません。根本的に一般企業から見たら、係長に上がりたいという人が半分、上がりたくないという人が半分。一般企業は100%上がりたいと思って仕事していると、今まで我々の仕事の経験からいったら、そういうふうな形なんですよね。

今の時代、議員、違うんですよって、よう中定課長とも話しするんですけども、やっぱりそれは絶対に改善していかんとですね、いろいろ休職する方もいらっしゃるし、いろいろ中定課長自体はそういうふうと考えていらっしゃると思うんですけども、この、ええ機会だと思うんですけども、ほかの市町ですね。近隣でいいんですけども、そういう市町ですね、大体そのパーセンテージというのは今現在で分かってらっしゃいますかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほど私が根拠として申し上げましたアンケート、いろんなアンケートをする中の1設

問として、管理職への登用を望むか、今後という設問です。これはどこの市町村でもやっ
てるものではございません。また、昇任試験についても、主査級しかしないところもあつ
たりしますので、ちょっと単純に比較はしにくいんですけども、一度ちょっとその辺はデ
ータを持ってるところがあるかもわかりませんので、そこで今、議員おっしゃるように、
よその近隣市は60、70と希望されてるのに、うちがこの40という数字であれば、も
っといろいろ危機感を持たないといけないと思いますので、その辺はまた調査してまいり
たいと思います。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

そういう場合もあると思うんですよ。うちは80%やでとか、70%やでという市町も
あると思いますんで、もし一遍データを取りたいのであれば、私も結構、市町の議員さん
をよく知ってますので、紹介もしますんで、その辺のところのデータ収集のほう、よろし
くお願いしたいと思います。そして、データで、ええデータが出てるところの話をよく聞
いて、何か活用できるところがあると思われまして、その辺のところよろしくお願いい
たします。もう答弁、結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ごめんなさい、ちょっと後先になって申し訳ないけど、アンケートはアンケートでちょ
っと聞くのを忘れたけど、要はこの管理職の手当が改正されるということは、そのアンケ
ートに基づいて、結果としてこういう管理職手当を上げたということになるんですか。そ
のアンケートが活かされてるかどうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほども申し上げた昇任試験というのも、かなり私どもにとっては衝撃でした、あまり
にも低いんで。そういったところが重なって、この提案につながったというところでござ
います。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

そのアンケートの中身について、いや、管理職手当、もうちょっと給料を上げたら、そういうことも望みますよみたいな声、そこまでは具体的なあれはないんですよ。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

責任に見合った額が支給されていないという声はありました。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

この5,000円、6,000円が責任に見合った額になるのか、難しい話ですね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議員さんに説明させていただく中でも、倍にしたらどうやというご意見も頂きました。

ただ、ここは支出に関わってくる場所ですので、1割程度という形でこの数字にさせていただいたところです。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

お金、金額で釣るといえるのは何かと思いますけど、さっきも言いましたけど、こういった分じゃなしに、やっぱり上でもっと仕事をしたいというその意欲、重複しますけど、その辺もしっかりよろしく重ねてお願いします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、先ほどからアンケートっておっしゃってるんですけども、そのアンケートのほうね。私もちょっと一部の職員さん、管理職も、平の職員さんもお聞きしたんですけどもね、何人か、一部ですけど。最近、アンケートをしたということですね。そのアンケートを全職員対象にやったということなんですけど、まずそのアンケートの回答のやり方というところでね、人事のほうで、この人は管理職なのか管理職でないのかという、そういう設問というんですかね。わかる、無記名でやったというのは聞いてるんですけど、この人が管理職なのか管理職でないのかという、そこは分かるようなアンケートだったのかというのと、あと、管理職になりたくないって、先ほどから回答があつてとおっしゃってるんですけど、その理由を聞いたかと。何でなりたくないのかの理由のところをアンケートで取ったんやったら、どういう理由が挙がってたのか、教えていただきたいんです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

無記名での実施をしました。というのは、正直な意見が欲しかったので、できるだけその回答者の推測がつくのを避けた形にしております。ですので、役場へ入って10年目か20年目かというカテゴリーは調査の中にありました。ごめんなさい、今ちょっとアンケートを持ってないので、多分、管理職という選択肢を入れなかったのではないかなとは思ってるんですけど、ちょっと申し訳ございません、また後ほど答弁、お答えさせていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

理由。

秘書人事課（中定昭博課長）

理由についても、ごめんなさい、今ちょっと手元にございませんで、これも後で回答させていただくでよろしいでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

回答は後で結構ですけども、そもそも理由を聞いたか聞いてないかですね。というのは、今、人事のほうが答えられないということはね、一番肝心の理由を把握してないのかなとこっちとしては思ってまうんですよ。そんな一番肝心なところくらい答えれてしかるべきでしょと思うんですけど、時間くださいということは、理由を見てへんのか、そもそもアンケートで理由を聞いてへんのかなと思うんですけど、理由、聞いたんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

先ほども申し上げたとおり、その声というのは以前から出ておりましたので、そういったところは、昇任試験なんかそうなんですけど、これは受験しない者にはある程度私のほうから。

委員（勝元由佳子議員）

じゃない。アンケートで。

秘書人事課（中定昭博課長）

分かってます。その中で、そういう望まない中の理由として、先ほど申し上げた責任に見合わないというのがあったんですね。

で、申し訳ございません、アンケートについてはちょっと今、お答え、ちょっとしかねます。すみません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとアンケート、人事がしっかりしてくれよということは言わせてもらいます。

で、一応、10年目、20年目の何か区切りというんですかね、一応、新人、若手なのか、まあまあベテラン、管理職に近いような人なのかは分かるような区別というんですかね、はされたということですね。そこは分かりました。

あと、その理由ですよ。先ほどもほかの委員さんおっしゃってるように、結局ね、管理職になりたくないというところで約45%、半分近くの方がなりたくないという希望してるという、その理由が私は大事やと思ってて、河瀬委員もおっしゃってたけども、なりたくない人が、忠岡町であろうと、どこの自治体に就職しようが、どこに就職しようが、そもそもその人の価値観で、自分は責任ある仕事というかな、責任のある立場に生涯なりたくないんだという、そういうポリシーの方なのか、それとも忠岡町だからいろいろ問題

もある、積み残してるのが今になって噴き出してるとか、いろいろあって責任とらされそうやとか、あと実際ね、私も辞めた、中途退職した方の声ですけど、ちゃんと一人前の公務員、行政職員になるように育ててもらえるんやったら管理職、受けて立ちますよと。でも、そうじゃないから怖くてというかね、責任だけとらされるのが嫌やから管理職になりたくないんやという、そういうのも聞いてますから、忠岡町独自の理由なのか、そこが一番私は大事やと思うんです。

で、実際これね、この今回の管理職手当引き上げるのをどう思うかというところを聞いた中の、下の管理職じゃない、職員さんも、その着眼点は大事ですよと。どこに行っても管理職になりたくないという人が多いのか、忠岡町独自の理由でなりたくないのかって、そこの着眼点は人事、持ってほしいですよとと言うてたんで、そこのところは人事は理由を把握してるのか把握してないのか。何で、このなりたくないという数字だけおっしゃるけども、本当の理由のところはどう人事は把握してるんですか。把握してなかったら把握してないと言ってください。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません、先ほどのアンケートの中での理由の欄ですけども、理由の欄は入れてました。ただ、内容をちょっと、ごめんなさい、今すぐどういう意見があったというのは申し上げられないんですけども。

それから、今おっしゃってた忠岡町やから上がりたくない理由なのか、世代的な今の風潮といいますか、責任をとりたくないという考えなのかについては、きっちりその調査をしてるわけではないので、そういう回答内容から見えるところがあると思うんですけども、まだちょっときっちりどっちが原因というのは明確には分析はできてないです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこですよ。結局これね、管理職手当を上げるというね、その理由の1つが、そうやって今後の管理職なり手不足の解消解決のための一助というところでね、モチベーションアップも図るということで理由はおっしゃってるけども、そこの理由が分かってなかったら、こんなんやっても私は意味ないと思ってますし、実際聞いた職員さん、まあごく一部ですけどね、皆さん共通して言ってるのは、これ上げてもらったから、今回の手当アップ

したからって、モチベーション上がるかといったら、全然関係ないって同じこと言うてはったから、私もそうやろなと思ってます。

で、さっきほかの方もおっしゃってたけど、これがガーンと何万も上がるとかね、うはうはなぐらい、管理職ごっついおいしいでというんやったら、またそれは1つモチベーションの種になるんかもしれんけど、上がっても、これ値上げ幅、五、六千円ぐらいの幅でしよう、1人につき。月額ですけどね。それをもってモチベーションアップと言われても、逆にこれをしたから、おまえらモチベーション上げろよって人事に要求されるというか、そこを期待されるのも違うやろという声もおっしゃってたんでね。私もそれはそう思ってます。そこは人事的にどうですか。これをやって、本当にその職員のモチベーションアップとか、管理職なり手不足にストップがかかるというか、一助になると思ってるんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員が今その職員に聞き取りをされたというのが、どういった形でされて、どう質問されたのか分かりませんので、ただ、私の聞く限りでは、もちろんやらないよりやるほうがいいですし、そこは責任を逆に感じながら、これは現職の管理職の声でもありますけども、進めていきたいという声もあります。若手の職員にも、その実際には聞いた意見としては、やはりそれは1つプラスに見えるというふうには言うてます。

で、初めにも言いましたけども、決してこれが一発逆転ではないと思っております。ほかの面も含めて進めていって、管理職の魅力というのを地道に積み上げていくしかないかなと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一定、そこは、分かりましたとはよう言わないですけどね、それはそうですねで置いときます。

で、1個ちょっとお聞きしたいんですけども、事前レクのときもおっしゃってましたけども、このアンケートをしたときにね、要は責任に見合った報酬が得られてないという回答があったっておっしゃってましたけど、それは管理職の方がおっしゃってるということですよ。よろしいんですかね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

その発言については、管理職ではない者からです。

委員（勝元由佳子議員）

ではない人。

秘書人事課（中定昭博課長）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。はい、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこね、今、管理職じゃない方がおっしゃってたということですけども、逆にこちらから、住民側というかね、言わしてもらったらね、もうここ1年、近年だけでも忠岡町いろんな問題、連発してるでしょう。誰も責任とってないでしょう。職員さんからも誰も責任とってないですよってということも聞いてます。で、やっぱりこちら我々住民側から見ても、特に管理職ね、私も議会でも誰も責任とれへんとか、報酬カットせえって言いましたけど、そういうのを考えるとね、責任に見合った報酬を得られてないって、ちょっとどうということなんって逆に思ってしまうんです。責任に見合った仕事を先にしてくれよって思ってしまうからね。そこなんです。

で、どういう意図でその方というか、そういう意見の方はおっしゃってるのか分からないですけど、少なくとも今の町政ね、運営を見てると、管理職、幹部にある方々がちゃんと責任全うした仕事をしてるかって言われたら、この手当を上げなくても、現状の報酬だけでもちょっと私はもらい過ぎちゃうんかいと。

というのは、忠岡町、ラスパイレス指数100超えてるでしょう。で、私も直近の令和4年度のラスパイレス指数を見せていただきましたけど、100を超えてますよね。約100です。近隣の類似自治体とか全国の町村平均ね、96～97で、100切ってるんですよ。それに比べたら忠岡町はやっぱりもらい過ぎやろうと。で、この状態ね、町政運営の状態から比較したら、100未満、100以下でもいいぐらいやなと私は思ってます、全国平均と併せて。そこを考えたら、これ、人事は何を判断して、ラスパイレス指数との関連はどうお考えですかというところは聞いてみたいですね。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと幾つか言うていただいた点なんですけども、まず職員が責任をとっていないところなんですけども、ご存じのとおり、最近は何つかの処分案件がございました。それ以上に勝元委員は処分をとということを私どもによく言われます。そういったところはちゃんと事例を検討しながら処分というのをやっているつもりでございます。

それから、ラスパイレス指数に今ちょっとお触れになっておられます。忠岡町、確かに100を超えております。ただ、ラスパイレス指数というのは、国の国家公務員の給与を基準にいろんな指数をはめ込んでやってやっているものです。単純に、以前ちょっと報道であったんですけども、全国の全市町村の給料を職員数で割って順位づけしたものなんか私は見えております。そういったものでいくと、忠岡町は全団体、1,700ですかね。ある中で、500位までの発表やったんですけど、そこにさえも入っておりません。ですので、ラスパイレス指数、確かに職員の給与基準を見る指数として示されてるものではありますが、その1点を取って忠岡町、給料高い、責任に見合った仕事をしていないという指摘はちょっと当たらないんじゃないかなとは考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

どこまで行ってもね、以前も言いましたけど、結局皆さん方の雇い主で給料を払っているのは住民ですから、そこは人事というか、職員側が自己満でね、これでいいんじゃないかって言うのはちょっとどうかなと。そこの考えを改めてほしいと思いますね。

実際、忠岡町はよその自治体になんかいろんな問題を連発してるという現状も実際にあるわけですから、そこは重く受け止めてほしい。特に管理職の責によるね、管理職の、幹部職員の責任による原因も大きかったりもしますからね、そこはやっぱり重く受け止めてほしいと思います。

あと1点、最後ね、この数字の根拠を聞きたいんですけど、今回、上げ幅が五、六千円ですよ。この金額設定ですね。何でこの値段、価格にしたのかっていうところが1点と。

あともう1点ね、ちょっと別の議案ですけども、可決しましたけど、一般職の職員給与、条例改正しましたでしょう。人事院勧告に基づいて上げてるでしょう。結局、これ、説明の中に若年層に重点を置いて引上げをやったということで、ベテラン管理職のほうは

あんまり上げてませんよというニュアンスで書いてるんですけども、結局じゃあベテラン管理職のほうは人事院勧告ではあんまり上げてないけども、上がらんかったけども、こっちの管理職手当で上げてたら、結局毎月もらう手取り額上がるやんというところですね。どっかの政治家さんが、退職金要らんとするときながら、毎月の月額報酬に分割して乗っけてたやないかみたいなね、別の名目で乗せてたやんということがあったりなかったりってありましたけど、これも何か見ると、人事院勧告のほうでは上げてないように見えるけど、別の名目で何か上げてるん違うんと思えなくもないんですよ。となると、ちょっとやっぱりクエスチョンなどもありますけど、そこは結局もらう職員からすると、振込額が増えたか減ったかのその話じゃないですか。でいうたら、これ毎月の月額、管理職の方々は増えることになるんですけど、そこはどうですか。人事院勧告との引上げとのバランスというんですかね。合計して増えるという。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員、答弁は頂きますが、もう膨らますのはこの辺で。

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ちょっと人事院勧告、まず終わってる議案ですけども、若年層を中心というのは、もちろん人事院勧告に基づいてのことになりますので、私どもで選んでいる施策ではございません。国家公務員に準じて同じ改正、これはもうずっと続いていることではございます。

今、管理職手当と人事院勧告、タイミングが同じ議会で上程しておりますので、おっしゃられておりますけど、全く別のものではございます。その点をご理解をお願いしたいと思います。人事院勧告は世間、社会での民間の事業所との給料の格差がある場合は、それを埋めるといってございまして。管理職手当については、先ほどから申し上げており、そういった理由で今回上程させていただいてるところですので、ちょっと別に切り離して話をさせていただきたいと思っております。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

切り離してと言われても、結局のところね、毎月の、じゃあうちの町職員の手取り額、幾らですかという話、そこになるんやと思います。なので、ちょっと切り離してと言われても、実際住民から見たら、1人の職員さん、特に管理職は毎月毎月幾らもらってるねんというところになると、これを合わせたらそれなりに今回上がりましたねとなってしまうというところは申し上げさせてもらいます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 (松井匡仁議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長 (松井匡仁議員)

続きまして、討論を行います。討論はありますでしょうか。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

反対の討論させていただきます。

この管理職手当を引き上げる議案ですけれども、まず1点目の理由ですね。先ほども申し上げましたけれども、ここ近年で忠岡町は非常にゆゆしき問題、行政として非常にゆゆしき問題を連発していますが、幹部職員、誰も責任とっていない。これを議会でも申し上げさせていただきます。

住民からすれば、できれば報酬カットなり、それ相応の対応をしていただきたいと思いますけれども、このタイミングで幹部職員に対して報酬アップというのはいないんじゃないかと思っています。特にラスパイレス指数100を超えていると。ほかの全国平均、類似団体の平均と比べても多いところを指摘させていただきます。

あともう1点ですね、モチベーションアップの点ですけれども、これについても今回の引上げでモチベーションがアップするのか、今後の管理職のなり手不足を補えるのか、その一助となるのかというのは、果たして疑問で、聞き取りした結果で見ると、お金とは関係ないという声も私は聞いています。

ですので、この額ですね、そんなに多額の月額上昇でもないこの額を、じゃああえてする必要はあるのか。町長も財政厳しいと、ご自分たち特別職の報酬アップを今回されませんでしたけども、そういう忠岡町の財政状況がある。また、住民が経済的にしんどいという状況があるのであれば、なおのことこの引上げはしないほうがいいということで、反対させていただきます。

あと1点申し上げますけども、これはやっぱり忠岡町の昇格、昇任試験も含めた根本的な問題解決をしないといけないというところで、お金で釣るというんですかね、お金でモチベーションアップを図るとか、組織のそういう考えを、意識を変えろというやり方はちょっと違うと思います。

以上です。

委員長 (松井匡仁議員)

他に、討論ございますでしょうか。

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

管理職手当の、わずかでありませけれども、増額ということで、モチベーションアップにはほど遠い数字ではあります。しかし、大阪府下の町村の中で、本町のこの部長や課長の手当というものは2番目に高いというところもありますので、その辺りのこともあるので、さらなる増額というのはちょっとなかなか難しいと思います。

先ほど影響額と、あと機構改革での部署が減りましたというところの、部長、課長に仕事量がかなり増えるというところもありますので、そのままという金額では、やはり仕事の内容とその手当というところについては、やはり考えると、わずかでも増額は必要であろうかというふうにも思います。

で、これをしたからといって、全体には結果的には150万減額になると、相殺すれば機構改革で部署が減るというところで、というところもありますので、本町の財政に大きな影響を与えるという額でもないというところでもありますので、この増額については妥当ということで認めたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

種々いろいろ質問させていただきました。当然、十分担当のほうは分かった上での今回この改正、5,000円、6,000円の改正だと思います。こういったことも事実、アンケートの中で1条、こういったアンケートの結果もあったということで、そしてまた昇格、またモチベーションを上げる、上を目指して頑張っていきたい、仕事に魅力を感じる、そういった部分でも、答弁の中で今後、講座、いろんな形で職員との研修といたしますか、そういったことも持っていくということも十分理解できますし、そういうふうに通っていることは、私が言わんとすることはもう全部、全て分かった上でのこの結果だと思いますので、私としましてもこの分については賛同いたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、他に討論ございますか。ないですね。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続いて、起立により採決を行います。

議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。起立多数でございます。

よって、議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第45号 町税条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

議案書31ページをお願いします。議案第45号、町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

続いて、33ページをお願いします。本件は、令和4年度、令和5年度税制改正に基づき、町税条例を一部改正したもので、こちらは改正条例の改め文でございます。

続いて、お配りしております議案第45号税務課資料1をご覧ください。本件は、地方税法等の一部改正及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行日が令和6年1月1日となっている部分につきまして、町税条例におきましても所要の規定の改正を行うものであります。

今回の改正は4項目あります。

まず、1つ目の上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る課税方式の統一についてです。令和6年度から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることになり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。この改正につきましては、令和6年度分の住民税から適用されます。

改正前の図をご覧ください。所得税につきましては、申告不要、総合課税、図にはありませんが、申告分離課税という3つの課税方式があります。個人住民税についても同様に3つの課税方式があります。所得税、住民税を源泉徴収する場合は税申告は原則不要ですが、各種所得控除などの適用を受ける場合は総合課税、株の損益通算や繰越控除を適用する場合は申告分離課税にするといった、自身にとって有利な課税方式の選択が可能となっております。

具体的に申し上げますと、所得税においては株の損益通算や繰越控除の適用を受け、住民税においては申告不要で上場株式の譲渡益や配当などの所得を含めないことが制度上可

能でした。所得を低く抑えることも可能でありました。今回の改正により、上場株式の譲渡益や配当などの所得を所得税において総合課税または申告分離課税により所得を申告した場合、住民税においても当該所得が合計所得金額や総合所得金額等に算入されます。それにより扶養控除や配偶者控除等の適用、住民税の非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険、介護保険料等の算定、各種手当等の給付判定などに影響する場合があります。

ここで、議案第45号税務課資料1、補足をご覧ください。1、配当控除とは配当に係る所得税と住民税を控除することで、総合課税を選択した場合に控除されるようです。控除率については所得税10%、住民税率2.8%で、それぞれ1,000万円を超えると半分の率となります。

2、配当に係る税金ですが、源泉徴収を選択した場合は20.315%となります。

3、税金の申告方法については、3種類から自身で選択します。①申告不要については確定申告を行わないで、源泉徴収20.315%で完結となります。②申告分離課税については、配当所得と分けて配当に係る税金を計算します。株式取引の譲渡損失と上場株式等の配当金、分配金は申告分離課税で損益通算可能ですが、配当控除の適用はできません。③総合課税については、他の収入とまとめて計算する方法です。この場合は配当控除の規定が適用されます。

4、上場株式等の配当控除を適用した場合の所得税率及び住民税率の税率表についてでございます。一例としまして、株式の配当30万円を受け取った方が住民税を申告不要を選択していた場合、個人住民税は源泉徴収5%の1万5,000円で完結していましたが、改正後は配当の30万円が所得となり、実質住民税率が7.2%が適用され、6,600円増の2万1,600円となります。

5、まとめといたしまして、課税所得ごとにまとめた配当に係る税率を記載しておりますので、後ほど高覧ください。

続いて、2つ目の森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備についてであります。森林環境税の導入に伴い、個人住民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加し、個人住民税及び府民税に合わせて、国税である森林環境税を一律税率1,000円賦課徴収する規定を設けるものであります。

森林環境税については、森林の有する地球温暖化防止効果や災害対策のために平成31年度に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布されました。森林環境譲与税については、平成31年度から先行する形で分配されております。令和6年度からは森林環境譲与税の財源として森林環境税の賦課徴収が始まります。

続いて、3つ目の住民税申告義務に係る規定の整備についてであります。退職所得等を把握するため、給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に、配偶者、扶養親族の氏名を追加する措置が行われたことに伴い、住民税申告義務に係る規

定に所要の整備を行います。

最後に、4つ目の燃費排ガス不正への対応についてであります。自動車メーカー等の不正により生じた軽自動車税、環境性能割、種別割の納付不足が生じた場合、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げることによる所要の整備を行います。

また、改正部分の新旧対照表を税務課2として、町税条例の概要を税務課資料3としてお配りしておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は以上のとおりでございます。

この議案第45号はお昼を回りましても終わらせたいと思いますので、どうぞご協力お願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

簡潔に、2ついたします。

4つのうちの2番目の森林環境税の導入による町民税への影響額についてお聞きします。住民にとっては、東日本大震災の復興税の部分が、均等割、府民税・町民税の1,000円がもう終了するというところで減るところに、この森林環境税が1,000円新設されるということで、プラスマイナスゼロということではありますが、では町民税の税収として忠岡町へどう影響するのかというところについての影響をお聞きしたいと思います。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

町民税の均等割の影響につきましてなんですけども、370万減少する予定であります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

370万減少して、それが東日本の大震災の復興税の部分が減ったということでの370万円ですか。でなく、森林環境税の、国税に一旦国に上げないといけないですね。忠岡町が。それをスルーしてそのまま国に上げて、そして戻しという人口割とかいろいろ、その戻しがあつてのその影響額が、東日本の復興税として入っていた分との差が370万円と、戻しで入ってきた分の差が370万円なのか、何の差が370万円か、もう一度教えてください。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

国に納める金額が370万円で、実際、譲与税として戻ってくる分については、令和4年度決算ベースで173万2,000円となっております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、370万円そのまま入ってこなくなつて、譲与税として170万円ぐらい来るので、その差が370引く170万として、200万が影響するという、差引きでということですね。言うてる意味がそうかな。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

影響額は200万円ということでよろしいですね。約、決算ベースで見てということ、それでいいですね。

委員長（松井匡仁議員）

もう一度、長谷川課長、お願いできますか。

委員（是枝綾子議員）

いいですね。

委員長（松井匡仁議員）

そうだと、私はそう理解をしておりますが、ちょっとお待ちください。

税務課（長谷川太志課長）

委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

東日本大震災の分で減った分が370万円になりまして、その分が国税として納めるという形になります。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

370万円減収になって、後で森林譲与税として昨年度の決算ベースでは173万円あったので、その差が影響額ですというふうに理解いたします。

もう1点、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3つ目の住民税申告義務に係る規定の整備で、退職所得を有する一定の配偶者、扶養親族の氏名を追加する措置が行われたということで、国税ですね、税務署のほうには出すけど、そのままだと何か、忠岡町のほうにはそういったのが記載が分からないということで、扶養控除が取れない、扶養控除が取れるのに取れないとかいう方がおったりするということで、これは配偶者、扶養親族の氏名を追加するということで、住民にとっては利益になると、控除できるものが控除できるようになるということでよろしいでしょうか。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

委員仰せのとおり住民税の扶養控除、配偶者控除の控除漏れを防ぐための措置として、

扶養親族申告書の欄に退職所得を有する配偶者、扶養親族の氏名を記入することになっております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

1つ目の上場株式等の配当云々のところの件なんですけどね。これ、要は住民側というんですかね。株式の運用、資産活用されてる方の、その税の制度が変わるというところで、住民側が選べるようになったというところでは、いい、良くなってる。あ、選べなくなったのか。ごめんなさい。すみません。それなら逆に住民側もやりにくくなってるということですね。

というのが1個とね、あと町側的にね、一応改正による影響のところ、今後、要は町が徴収する保険料とかの算定に影響が出る場合があるって書いてるんですけど、それはまあ言うたら住民側が払う側の額なんですけど、町税、税収額的にどう変わるかというところで聞きたいんですけど。

税務課（長谷川太志課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

長谷川課長。

税務課（長谷川太志課長）

町税への影響なんですけども、一応影響額を出しまして、一応影響については、配当への影響につきましては約50万ほどの影響額があるということでご理解のほうお願いしたいと思います。（「増えるの？」の声あり）増えます。増えますということをお願いしたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まあ微々たるという言葉がいいんかどうかわかりませんが、そんなにがばっと増えるわけでもないけども、微増ですね。このままいったら年度によっても変わる数字ですね。言うてみたら。配当ある、ないとかね。分かりました。結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第45号 町税条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

お昼ですのでここで休憩をし、午後1時から再開をいたします。

（「午後0時02分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

議案第46号 手数料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

議案書の37ページをお願いいたします。議案第46号、手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、議案書の39ページをお願いいたします。併せて、議案第46号

消防署資料1をご覧ください。

本件は、高圧ガス保安法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、本町の手数料条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景としまして、高圧ガスやLPガスなどの産業保安分野における技術革新の進展及び保安人材の高齢化や人材不足など様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた保安体制の見直しが行われ、安全確保を前提に保安力に応じ各種手続や検査などを合理化、柔軟化にするため、高圧ガス保安法に国の認定を受けた認定高度保安実施者制度が新たに追加されました。

認定高度保安実施者は、貯蔵施設及び特定供給設備の特定変更工事が完成し、自ら検査を行ったときは都道府県知事などの完成検査を受けることを要しないこととなります。

改正の内容につきましては、手数料条例別表第9の手数料の額欄に、認定高度保安実施者が行う完成検査の特例の条文第39条の2第1項を追加するものです。

改正による影響につきましては、手数料の取扱いに変更がないので、特にございません。

根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

なお、この条例は令和5年12月21日から施行するものでございます。

議案第46号消防署資料2は新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと、まずのところで教えていただきたいんですけど、これ、手数料条例ということは、忠岡町の手数料なんですけどね。何の手数料ですか。完成検査の手数料、検査手数料ということですか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

対象施設の工事等を行った場合、許可が必要となります。許可を行った後に施設の工事が完成すれば、今度は完成検査というのが必要になってきます。その手数料でございます。

委員（勝元由佳子議員）

結局、質問したとおりの検査の手数料でいいんですね。じゃなくて、許可申請の許可の手数料なのか、いわゆる、それとも完成検査の検査手数料なのか。何の手数料ですか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

完成検査の手数料でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でなんですけどね。この改正前、改正後の説明を見ますとね、もともとその完成検査って、都道府県知事か指定検査機関のどちらかの完成検査を受けなあかんかったわけですよ。それが、その施設側が自分ところで検査できる専門の職員、人を置いたら、別にそういう公的な機関の検査を受けなくてもよくなりましたよという制度に変わったわけじゃないですか。これ、どこに市町村、忠岡町がかんでるんか。かんでないでしょう、この説明を見る限り。忠岡町が検査を行う、どういう絡みになってるか、ちょっと教えてほしいんですけど。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

平成23年度になるんですけれども、大阪府より高圧ガス保安法、LPガス保安法、火薬類、この3つが大阪府より忠岡町に権限移譲されました。それで、所管が忠岡町になります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。下りてきたんですね。あと、じゃあその手数料の収入のところですね

ども、そもそもこの言ってる貯蔵施設とか特定供給設備ですよ。このままやったら手数料の対象になる業種ですよ。どういった業種、施設が対象になるのかと、あと、町内にそういう施設、あるのかということですね。で、今後そういうのが増えるのかどうかということになってくるんですけども、ちょっと教えていただけますか。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

まず、どういう施設かということなんですけれども、液化石油ガスの販売を行う事業所になるんですけれども、自分とこの会社にLPガスを貯蔵するタンクを設置しまして、そのタンクから、まだ都市ガスが通ってないプロパンガスのところのご家庭に、自分とここでガスタンクからガスボンベに充填して、それを配送してるという事業所が対象になるんですけれども、現在のところ忠岡町管内には該当する施設はございません。また、設置するためには結構広大な敷地とか、またそのタンクをつけると、例えば民家と何メートル離しなさいとか、そういったかなり厳しい規制がございますので、今後できるかといったら、まだちょっと構想は低いかなと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に。

北村委員。

委員（北村 孝委員）

この条例改正の背景で、国の認定を受けた認定高度保安実施者制度を新たに追加されたということで、認定高度保安実施者、今度はこういう方がやれば、都道府県知事に今までやってたのが、この実施者でいけるということですけど、この実施者というのは、国の国家試験とかそういう認定者なのか、多分ここが消防署に当たるのか、この辺ちょっとお願いします。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

この認定高度保安実施者という資格なんですけれども、これは民間の企業様になります。民間の企業さんが国に申請をしまして、審査の結果、合格が頂ければこの認定高度保安実施者に認定されるという資格で、資格というか実施者ってなっておるんですけれども、事業所という形になります。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

だから、そやから国家試験的なものなのか、ただの、申請して、こういう人を置きますという、ただのそういう申請、登録というか、そういうものだけなのか。この辺、全然分からんのに、対象になる人がこの設備で、液化ガスのその辺のいろんな構造とかそういうのも分からない中で、ある程度のその要件があればそういう方が実施者として事業所に置けるのか。いやいや、国でちゃんと国家試験なり取ってもらわんとあきませんよというものなのか、この辺ちよっどどうなんか、もう1回お願いします。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

国家資格は特段ございません。

委員（北村 孝委員）

ないんですね。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

はい。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

となると、例えばAという人をこの認定高度保安実施者に申請しますということ、それでオーケー出るわけ。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

個人で申請するのではなく、例えば大きなガス会社さん、会社自体で国に、経済産業省のほうに認定の申請を行いまして、そこで認定されますと、その中でLPガスですとか高圧ガスを取り扱ってる人を検査できるという形になりますので、個人での申請ではございません。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

個人じゃなくて、会社で選んでというけど、そこを個人どうのこうの言うてないので、ただ、この実施者自体がある程度の要件を満たしていないと国のあれは下りないんですよねじゃなしに、いや、きちっとした国家試験を受けてもらわんとあきませんよというものなのか、そこの部分ですよ。

消防長（森下孝之消防長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森下消防長。

消防長（森下孝之消防長）

認定高度保安実施者制度に係る認定の要件というものがございます。その認定を受けるためには、まず経営トップのコミットメントに関する要件、そして高度なリスク管理体制に関する要件、そしてテクノロジーの活用に関する要件等に、そういう基準に適合するかを審査して認定するというものでございます。

例えば今申し上げましたテクノロジーの活用に関しましては、ドローンにおける点検が可能であるとか、またAIによる異常予兆検知というシステムであるとか、運転が最適化に行われているかという、そういうシステムが導入されていれば要件に合致するという形になるので、それを国が、この事業所に関しては大丈夫だという形で認定が下りるというものになっております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、ちょっと分かってきたようで。要は、例えば簡単に言うとドローンも操作できんとあかんよということなの。

消防長（森下孝之消防長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森下消防長。

消防長（森下孝之消防長）

その実施者制度の中に、そういう形で、そういうテクノロジーを活用した点検等も含まれますので、必ずドローンがなければ駄目だという形でもなくて、今ちょっと例に挙げさせていただいたんで、そういった形でドローンであったりAIであったり、そういう形のものを活用して安全管理体制をしてるという形でしていれば国の認定が下りるというものになっております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

これ以上言っても。実際ある程度は、そやけど、それに熟知とかよう分かってへんと、会社もそういう人でないと実施者として申請しないでしょうし、ただ特別なものが何か、国家試験的なものが要るというものではないということ間違いありません。

消防長（森下孝之消防長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森下消防長。

消防長（森下孝之消防長）

先ほど次長も答弁させていただいたとおり、国家試験というものではございません。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

あと、ごめんなさい。誰でもなれる、実施者としてなれるものでもないですよという。ある程度、一定の知識がなかったら無理ですよということですね。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岸田消防次長。

消防本部（岸田健二次長兼予防課長）

そのとおりでございます。

委員（北村 孝委員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、討論を行います。討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第46号 手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

議案書の51ページをご覧ください。議案第48号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、説明させていただきます。

今委員長からもありましたとおり、総務事業常任委員会に係るもののみの説明とさせていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,541万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を93億1,136万1,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、ご説明させていただきます。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表、債権負担行為補正によるものでございます。

55ページ第2表、債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為の追加でございます。大津川河川公園管理業務委託で、期間は令和5年度から令和6年度としており、限度額は968万円とするものでございます。

2つ目は、消防本部庁舎仮眠室等個室化事業で、期間は令和5年度から令和6年度としており、限度額は4,209万3,000円とするものでございます。

議案書58ページをご覧ください。歳入です。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額341万円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金でございます。

59ページをお願いします。第17款 第1項 寄附金、第1目 一般寄附金で、補正額2,000万円は、ふるさと忠岡応援寄附金でございます。

60ページをお願いします。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額4,340万6,000円でございます。

第20款 諸収入、第4項、第1目 雑入で、補正額1,533万4,000円は、収入印紙等売払収入ほかでございます。

61ページをお願いします。歳出でございます。人件費を計上している各費目において、人事院勧告等に伴う調整額を計上しております。人件費補正についての説明は省略させていただきます。

63ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 人事管理費で、補正額128万6,000円は、人事給与管理システム改修業務委託料ほかでございます。

第7目 基金費で、補正額1,075万3,000円は、ふるさと忠岡応援寄附金の増額に伴う各基金積立金でございます。

第8目 シビックセンター費で、補正額460万6,000円は、機構改革に伴う庁用備品購入費ほかでございます。

次ページにまいりまして、第9目 電子計算費で、補正額462万円は、総合行政システム住民記録改修業務委託料ほかでございます。

第18目 ふるさと忠岡応援寄附金事務事業費で、補正額1,000万円は、ふるさと忠岡応援寄附金事業に係る関連経費でございます。

66ページをご覧ください。第3項 戸籍住民基本台帳費、第2目 パスポート交付事業費で、補正額226万円は、収入印紙代でございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、森田消防総務課長より、消防本部庁舎仮眠室等個室化事業の補足説明がございます。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

議案第48号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）、55ページ第2表、債務負担行為補正、消防本部庁舎仮眠室等個室化事業についてご説明いたします。

お配りしております議案第48号消防署資料をご覧ください。本事業は消防本部で勤務する救急隊員等が感染流行時においても適切に業務が継続できるよう、感染予防対策として消防庁舎仮眠室等の改良工事を行うものでございます。

2番の工事イメージをご覧ください。現在の状況といたしましては、改修前の図面のとおり、左側から仮眠室1、仮眠室2、仮眠室3と並び、一番右側に洗面及び浴室となっております。

改修後のイメージといたしまして、左側から消防隊仮眠室、救急隊仮眠室、男性用の洗面と個室シャワー室、そして一番右側に女性専用エリアとして仮眠室、洗面、トイレ、個室、シャワー室を設置する予定にしております。

なお、当事業に関する地方財政措置については、緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

説明は、以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2点ございます。55ページの債務負担行為補正のところであります。1つは、大津川河川公園管理業務委託、限度額が968万円と出ております。これは12か月分でしょうか。これでできるとして何か月になるんですか。ということをまずお聞きします。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

お見込みのとおり12か月分になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

以前ですと12か月分というと、1,000万円を大きく超えて1,200万円とか1,100万円、こういった契約が続いてた時期がありましたので、業務委託の内容が何か変わった、減ったとかいうことはございませんでしょうか。内容の変化、ありませんか。

委員長（松井匡仁議員）

委員長とおっしゃってください。

土木課（橋本珍彦課長）

すみません、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

すみません、申し訳ないです。

前は14か月の分をやってございます。あと、もう1点言いますと、前は左岸線、大津川左岸線と一体をしておったんですけれども、今回につきましては分離発注というんですかね、公園部分だけを発注させていただいてございますので、その差額が出てございます。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分離発注をして、この968万円、限度額の部分は公園の管理ということだという説明でしたね、今のはね。でしたか。

土木課（橋本珍彦課長）

そうですね。私にはそう聞こえました。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、残りは、分離発注した残りは何が残っていて、それが大体どのぐらいのものなのかということなんですけれども。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

残りは左岸線の除草というふうに考えております。これは今まだ設計しておらないので、幾らになるかというのは明確にはお答えはできないんですけども、参考といたしまして前回の落札金額は388万円でした。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分離発注は初めてですか、今回。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

5年度もやっておりますので、6年度で2回目となります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。かねてから、ここの公園の管理もあれですけど、除草の問題がやはり行き届かないというところで、そこの苦情が議会の中でも議論が出てたと思います。それを

改善するために分離発注をしたということによろしいですか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

分離発注をしてる主な要因ですけども、議員今おっしゃっていただいておりますように、そもそも論で、大津川左岸線につきましては4月1日から事業を行うという必要性は別にありませんので、それは今言ったように原則的には除草というんですね。草が繁茂するから、それを刈るという業務になりますので、特段今言ったように4月1日にこだわる必要がないんで、ここはちょっと遅らせていただきまして、6月頃から発注するということとさせていただきます。そうすると、業者さんも受けれるチャンスが一応倍になるということになりますので、その辺を加味しながら考えさせていただきました。

以上になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。除草の、そしたら回数については年4回ぐらいが今までだったと思えますけれども、引き続きか、繁ってきたら、繁茂したらその都度するという、どのような感じで管理をされていくんでしょうか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

公園の部分につきましては、年4回を今しておりますと。で、左岸線につきましては年3回なんです。これも当然、今年非常に気温が高くて、繁るスピードが早く、しかも量も多かったということですので、うちのほうでたまたま人が今回配置されましたので、その人間を活用しまして、かなり苦情の多いところは対応させていただきましたので、もしこれからもそれが可能であるのであれば同じような対応をしていきたいと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。令和5年度からこの分離発注で、そのようにされているというところで、分かりました。まだ1年たっておりませんが、どのようになったかというところで、この効果があるかどうかというのが分かってくるかと思います。分かりました。分離発注したためこの金額ということですね。分かりました。

もう1点、委員長、よろしいでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

消防本部庁舎仮眠室等個室化事業の、この限度額ですね。4,209万2,000円の分についてですけれども、今、女性隊員がお1人採用されていらっしゃるんですけども、いや、まだされていなかったんかと、ちょっとびっくりしたんですけど、今現在女性隊員の方は、そしたらこれね、女性隊員の、女性エリアで、きちっとしていただいているんですけども、今現在はどのように使用されてるのでしょうか、ここは。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

今現在は、女性隊員については日勤業務を行っておりますので、仮眠室の使用は行っておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

女性隊員ね、採用していただいて、よかったなということで、それがちょっとまだ庁舎がそういうことをきちっとね、当直できる状態ではないというところがあって、日勤業務ということになっているということだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

下川課長。

消防本部（下川浩幸消防署長兼警防課長）

すみません。日勤業務は予防課のほうで担当をつけてしてもらってます。で、署の管轄になるんですけど、現場活動のほうも9時から17時半までの間は、通常、消防隊として活動してもらっています。災害があれば消防車に乗って一緒に出動してもらおう。で、週の水曜日だけ限定して、救急隊としても活動してもらってるところです。これも時間が9時から17時半までというようなところで、現場活動にも今出動する、で、本部業務もしてるといような状況で、結構活躍してもらってるといところで思ってます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたらこれ、改修工事が済んだら、そういう当直業務とか、そういったものに入っていくという、そういうことでしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。今現在、日勤業務なので、こういったシャワー室とか、そういった仮眠室とかは必要ないということで、今現在は問題なくされていると。今後、こういう改修工事の後はそういった業務にも携わっていくという予定になっているということですね。そのための改修工事ということですね。分かりました。

もう1点、すみません、その続きで。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは、女性のエリアは、これはお1人用、1人だけですかね。すみません。1人だけの対応ということになりますか。この仮眠室とか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

女性エリアにつきましては、下の写真、図の3を見ていただいたら分かると思うんですけども、2段ベッドによる個室化を考えております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。2人の当直まで対応できるという仕様になっているということですね。イメージとしてということですね。分かりました。

一応、これはいつ頃完成する予定でしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

工事期間が約5か月の予定となっておりますので、6月末を予定しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5か月かかるということで、長い期間なんですけど、その間の使用しながらね、仮眠室を使用しながらちょっと改修工事ということは、業務に支障はないでしょうか。大丈夫でしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

仮眠室については、別室の防災ルームというところに仮の仮眠室を、今の現状のベッド

を使って確保し、そこで当直をしてもらう形になります。で、浴室等は仮設の浴室を、その間設置する予定としております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。防災ルームというところの広い場所が、どこか部屋があるということな
んですね。そこで十分対応できると、仮の仮設の分でということですね。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。業務に支障のないようにぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

同じく、私も債務負担行為のところでお聞きするんですけども、この大津川の公園の管理委託業務なんですけども、何かもう既に平成4年、去年度からか、何か分離発注されてたということなんですけど、従前からね、私、最近の仕様書を見てないのであれですけど、もともこの大津川の管理委託業務って、大津川の景観美化を損ねないように常にきれいに保つという趣旨、内容の仕様書やったと思うんです。で、担当部局の説明ですと、除草の回数を、公園部分は年4回とか左岸線の部分3回とか、もう回数決めてるようにおっしゃってたでしょう。で、今年なんか暑くて、何か草が生えたから職員さんが行ったんですか、ということをおっしゃってたけど、その回数の縛りをなぜ設けてるのか。多分もともとそんな回数の縛りなんて設けてなくて、常にきれいに保ってくださいねという仕様書になってたと思うんですけど、逆にそんな回数縛るから職員が行かなあかんようになってしまうんだろうと思うんですけど、そこは管理委託費用の中に全部入れて、常にきれいに保ってくださいじゃ駄目なんですか。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

入札を行うためには設計、当然予定価格等々を決めていくときに、この回数というのも当然、積算の中に組み込まれていきますので、やっぱり回数がないとそれはちょっと計算しにくいところがありますので、回数は入れております。で、あと、回数があるけど、原則的に当然冬とかにそんな雑草とか生えてきませんので、原則的には一番生える夏場が一番なんですかね。もう刈り込んでいただいているのが実態ということになってございます。

あと、今たまたま、除草の体制だけお答えしましたけれども、当たり前にお便所がありますので、お便所清掃とか、あとはごみを拾っていただくとかも、当然その中に入っております。だから多分、うちの河川公園、相当きれいに保たれてると思いますので、それはもうずっとやっていたらいい結果やと思っておりますので、その辺よろしくお願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そもそもこの管理委託業務の中に、除草だけじゃなくて、あそこにあるトイレの清掃もそうですし、もっと言うたら警備ね、安全面の管理も入ってるのは私も知ってます。ですけど、除草の部分が今までも議会でも問題になってたし、私も問題にしたことありますけど、その入札の設計、価格の設計ですよ、しないといけないから回数を入れたっておっしゃるんですけど、じゃあ逆に今まで、ずっと入札してたでしょう。で、回数を入れてないのにどうやって予定価格とか決めてたんですか。そういう答弁されたら逆にどうやって価格設計をしたのか、聞きたくなりますけど。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

回数は入ってたというふうに認識してございます。今まで抜けてたという認識はございません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私よりは多分およそ10年ぐらい、かなり前なんですけどね。もう、だから多分橋本課長とか、回数設定してなくて、多分除草がされてないとかということで議会も言うてたと思うんですけど、その回数を設定してるから今こうやって積算できるんですということであればいいんですけども、できるだけそうやって職員が行かなくてもいいように、この回数はやっぱりちょっとちゃんと設定というんですかね、常にきれいに景観保たれるという本来のその仕様の部分はちゃんと守っていただくようには発注ちゃんとしてくださいねということをお願いしときます。

あと、もう1個ね、公園部分と左岸線の部分を分けてるというんですけど、左岸線の部分って傾斜の部分という認識で合ってるんですよね。平地の土手というんですかね、歩ける部分の地の部分は公園部分ということですよ。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今回の左岸線といいますと、住宅側というふうにイメージしていただければ結構やと思います。公園に面している側ののり面は、今、今回発注するほうに入っておりますと。で、道路を挟んで反対側、住宅街が建っているほうが、今回、別で発注するほうやというふうに思っただけであればありがたいです。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。ごめんなさい。私の認識がちょっとよく分からなくて。大津川のまず管理部門ってね、土手の部分が忠岡町の部分やと思ってるんですけど、道路の部分を今含んでるということでおっしゃっているのか、道路があって、斜面があって、その床の地、土手の部分あるでしょう。左岸線はこの斜面ののり面だけじゃなくて、この道路も含んで、またこっち側のさらに向こう側も含んでるということですか。ちょっとよく分からないんですけど。すみません。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今回のこの除草につきましては、今言ったようにガードレール、道路側にガードレールがありまして、道路の端から1メートルは忠岡町、我々が除草する、管理するという部分になっておりますので、その部分を発注するという事になってございます。

委員（勝元由佳子議員）

道路から。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

後で聞きますわ。いいです。すみません。

あと、消防のほうなんですけどね、仮眠室の個室化事業なんですけど、女性エリア、今回設けるということで、これ、ベッドの数、ちょっと見てたんですけど、女性のほうは③ということ、2段ベッド1個ですよ。で、逆に男性のほうは1段というんですかね、が12個で、2段が3つで、合計18人分というんですかね。で、その当直する人数なんですけど、女性は常に2人以内の当直で間に合うという計算やからこの設計になってるんやと思うんですけど、男性側の逆に仮眠というか、18人同時にというか、もうマックス18なんですけど、そんなに仮眠というんですかね、同時に寝ることってあるんですかね。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

通常は10名の当直になっておりまして、人数的には災害発生時とかで、長期的な台風とかそういった災害のときに順番に寝れるだけの数を確保しております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですか、通常ときはこんだけマックス、寝室が埋まることはないけども、もし何か災害とかあったときは、ちょっと埋まるような当直体制といいますかね、人数が増えるということですよ。そのときも女性はもう、今の採用人数にもよるんですけど、今後もし女性が増えたとしても、当直するとしても2人以内で抑えるということ

でよろしいんですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

現在、本町で予定している採用人数は、2人が最大かなと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もう今後あれですか、女性は今以上に増やさない、採用しないということですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

採用しないわけではないんですけども、当直として同時に仮眠を取るのには2名までと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど、分かりました。あとごめんなさい、もう1点。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、この場所というか、消防署って、たしか2階建てか3階建てかやって、上の階に何か筋トレルームみたいなありませんでしたっけ。何か外から見てて、筋トレやってる風景、見たことあるんですけど、結局あそこをこれに変えるのか、ちょっとどういうふうな位置というか、これが何階に来てとか、さっきおっしゃってた防災ルームという部屋があるとかですよ。そこら辺がどうなってるのか。私が言うてるその筋トレするようなルームが何に当たるのかとか、ちょっと概要だけ教えていただけますか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

今、委員のおっしゃってる器具の見える部分が防災救急ルームで、2階になっております。ここに仮設の仮眠室を設ける予定としております。で、今現在、この改修工事に当たっては、車庫の裏側、車庫を壁で隔てて奥側という形になるんですけども、そこに今現在仮眠室がありますので、そのエリアを改修する予定としております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、すみません。分かってなくて申し訳ないんですけど、いわゆる消防署の建物、ありますよね。社屋というか。あれとは別棟。どういうことですか。駐車場を挟んで。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

車庫の奥という形になりますので、同一棟でございます。

委員（勝元由佳子議員）

同一棟ですよ。分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

1つだけ。

（進行を河瀬副委員長と交代）

副委員長（河瀬成利議員）

それでは交代いたします。松井委員長、どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

消防さんにお伺いいたします。せんだって森下消防長にちょっとお越しいただいて、いろいろ質問したんです。そのときに、今回、今答弁されてたことをお伺いしたんですけども、私ね、これ4月に出来上がるんやと思ってたんです。6月に出来上がるというのを知らなんだんです。これ、新年度に合わして、採用やりに合わして出来上がるために、これ債務負担で上げてんやと思ひ込んだんですが、これ、6月にできるんやったら債務

負担やる意味ないん違いますか。普通に予算に計上したらいいん違いますの。計画を立てて。これ、何でわざわざ債務負担。もし債務負担やって、これ債務負担やろうがどうしようが、予算に計上されるわけですよ。予算、否決になったらまたがちゃがちゃなるわけですよ。これ、僕は新年度、4月までに出来上がるんやと思っとったんやけど、何でこんなことになってますの。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

消防では現在、E S C O事業による空調、照明の改修工事を実施しております。で、定期的に工事を重ねることができなかつたこと、及び当事業に係る工事期間が5か月を予定しておりましたので、本年、来年にまたぎ工事を実施することとなり、債務負担行為を上げさせていただきます。

なお、女性職員を少しでも早く隔日勤務のほうに移動させてあげたいということもありまして、工事を連続するような形で早く工事のほうに着手したいということで上げさせていただきます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

消防長、言うてる質問の意味が違う。僕、聞いているんと全く違う。これ、どのみち間に合えへんやったら債務負担行為なんかで上げる意味ないん違うんかって聞いているんですよ。新年度の予算で上げたらいいいん違うんか。そのE S C Oがどうのこうのとか、そういうのは関係なくて、ちゃんと計画を持ってやったらええん違うんかという話なんです。そこをちょっと答えていただきたいです。

副委員長（河瀬成利議員）

森下消防長。

消防長（森下孝之消防長）

今、松井委員長からのご質問なんですけども、当初、消防でも予定していたのが当年度、委員長おっしゃるように当年度で予定しておったんですけども、今課長が答えたように、年度内に工事が完了することができないということが分かりましたので、債務負担行為を令和5年度、令和6年度という期間で上げさせていただいたということでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません、そういうこと。じゃあ、今年度で完了する予定が、E S C Oが入ったからずらされたということですか。ちょっと、きついあれやけど、それ、答弁やけど、そういうことですか、おっしゃってるのは。

消防長（森下孝之消防長）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

森下消防長。

消防長（森下孝之消防長）

そのE S C O工事が、工期とか分かってきたときに、そのE S C O工事と同時期にこの庁舎改修工事もできるかどうかという検討をしたんですけども、同時には工事ができないと。で、E S C O工事がもう先に工事を進めるという予定になっておりましたので、それが終了、E S C O工事が終了次第、改修工事を実施するということになっておりますので、そういう形になったということでございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

副委員長（河瀬成利議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

これ以上突っ込みませんが、それやったら、ほんまは今年度の当初予算に上げとかなあかん。いずれにしたって当初予算に上げとかないかん話。もうこうなって、どうしても必要で、女性隊員がおって、来年も雇いたいと、採用したいということですから、反対はでけへんと思ってます。そやけれども、やっぱり今後は消防さんもほかの課の皆さんもきちっと計画を持って提案していただきたいと思います。

以上です。

副委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。それでは、質疑が終わりましたので、松井委員長に交代いたします。

（進行を松井委員長に戻る）

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。

委員長（松井匡仁議員）

質疑ですか。

委員（勝元由佳子議員）

質疑です。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。ちょっと今の松井委員長の質問で「うん？」と思ったんですけど、私、前の全協のときに、これ、今回補正で上がってる債務負担のうち大津川と消防のやつって、単純に「債務負担上がってるのは、年度末に発注事務やるだけやからですよ」って聞いたら、「そうです」っておっしゃってたでしょう。

だから、発注事務だけ年度末にやって、4月1日から契約開始でやるもんやという認識やったんですけど、何か今日のこの話を聞いてたら、もう今年度中に工事入るとかっていう、そういう話なんですかね。ちょっとそこら辺、よく分かれへんかったんですけど。単に発注事務、前倒しでやりたいだけのための債務負担かと思ってたんですけど、じゃない。いつから工事を始めて、どういうスケジュールか教えてもらえませんか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

その質問、勝元委員の質問に対して私、お答えさせてもらったと思うんですけども、そのときのちょっと言い方の問題なんですけども、発注事務等という、「等」と言ってしまうってんで、そこに含まれておるんですけども、実際問題としましては、今回この債務負担行為については、今消防のほうでも答弁ございましたが、ESCO事業もありまして、工期が、それが終わってからということになります。で、消防職員、女性職員については先ほどもありましておりもう採用をしましておりました。日勤で頑張っていたいてると。消防としては当直の勤務もいち早くやっていただきたいという思いがありましてですね、当初予算、来年度の当初までは待たずに、今回、債務負担行為として上げさせてもらってるというところでございます。

その中で、今回、この債務負担行為を上げることによって着工までしてしまうということで、少しでも工期を早めるということと、この工事着工がですね。工事期間自体が複数年度にまたがってしまいますので、そういった意味で債務負担行為を上げさしてもらってるというところでございます。ちょっと説明のほうが不足しておりますて申し訳ございません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、確認ですけど、その工事の予算というのは今年度上がってる、上がってないとか、これで上げてきてるんですよね。言ってみたら。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

実際、予算に関する説明書にも書かしていただいておりますけれども、今回の債務負担行為につきましては、歳入歳出予算については、来年度、令和6年度の当初予算に計上させていただきます。で、実際入札行為しまして、工事着工までしていただくんですけれども、今回この債務負担行為というものを担保にしまして、実際の支払いというものはこの令和5年度中には、前金払いや出来高払いというものは一切ありませんということを事前に入札のほうで公告等させていただいた上で応札いただくという形にしておりますので、今年度については歳出のほうは発生しませんので、この債務負担行為をもとに事業のほうを進めさせていただいて、実際の支払いは来年度になることから、来年度の当初予算に計上させていただくという形でさせていただいております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこが、ちょっとこの資料の7ページ見てたら、No.3のところでのこの事業が債務負担で上がってるでしょう。で、実際の予算の中身は当初予算で、年度末の予算委員会で上げますって書いてるから、もうてっきり大津川の委託業務と同じで、発注だけやって、事業そのもの、支払いもそうですけど、全部6年度事業かなと思ってたんですけど、分かりました。この債務負担をもって予算にするというところで、一応了解はしますけど、その1個確認ですけど、結局、当初予算にまた上げてくるわけでしょう、6年度分の支払い分の予算は。そこって、ちょっとこの債務負担との兼ね合いがよく分かってないんですけど、入札して、実際応札して、契約相手、決まりますよね。で、本契約、結びますよね。多分今年度中に。そのときに、でも予算押さえれてないっていうのって、支払額、当初予算の議決得てないけども、それはオーケーなんですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

債務負担行為というものが予算の一部に法律的にはなりますので、これを議決いただくことで、このパターンでいいますと、令和6年度の当初予算も含めて議決いただいた時点で義務的経費という形に変わりますので、この当初、次の当初予算については義務的経費となった債務負担行為があるので、もうそれは必ず議決という形になります。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（北村 孝委員）

確認で。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

その女性職員さんはいつ、何月に採用されました。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

令和4年の10月1日です。

委員（北村 孝委員）

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終了いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出についてを、議題といたします。

議題に入る前に、請願の紹介議員である二家本英生議員、河野隆子議員の出席を求めます。

（紹介議員：入場）

委員長（松井匡仁議員）

よろしくお願ひします。それでは本件について、紹介議員より趣旨説明を求めます。

紹介議員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について、会の紹介議員として趣旨説明させていただきます。

今回の請願は、地方自治法第124条の規定により、忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会から提出された請願になります。

11月22日、請願提出と同時に忠岡町長、忠岡町議会宛てに忠岡町内、町外より寄せられた9,913筆の署名を提出しております。

請願内容についての趣旨説明を行います。

忠岡町が誘致している産業廃棄物焼却施設の計画について、昨年9月、11月に住民に向けて説明会が行われました。説明会での質問の中で、産廃焼却施設から出る排ガスによる環境汚染、健康被害を心配する住民の声が多くありました。その後、忠岡町から十分な

説明がなく、周知も不十分であることから、この計画を知らない住民も多くいることが分かりました。こういった状況ですので、住民合意も得られておらず、この計画は進められています。

また、今回の産廃誘致計画は、忠岡町の住民だけではなく、泉大津市、岸和田市、高石市、和泉市など近隣市にも影響が及びます。しかし、近隣市住民には何も知らされていません。忠岡町だけではなく近隣市住民からも「説明をしてほしい」との声が、署名を通じて届られています。

よって、現在進められている産業廃棄物焼却施設の計画を一度立ち止まり、環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願書になります。

議員皆さんの賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、この求めておられる地域住民との話し合いというところですけども、この地域住民って、どこまでを含んでおられるのか。忠岡町民だけを指してるのか、近隣の市町の、市ですよ、の住民さんも含んでるのか。何を、どこまで指しているんですか。

紹介議員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野議員。

紹介議員（河野隆子議員）

地域住民というのは、忠岡町が本来地域住民になるんだろう、忠岡町に住んでおられる方が忠岡地域住民になると思うんですけども、ただね、この署名は本町の住民の方も署名されておりますけど、他市の方もたくさんいらっしゃるということで、忠岡町だけの問題じゃないんですよ。

例えば泉大津の汐見町とか、あそこら辺はもっとクリーンセンターが近いですし、風の向きでいろんな排気ガスが来るんじゃないかと心配しておられる方もいらっしゃるんで、取りあえずは忠岡町の住民であるけれども、いずれはやっぱり広げていって他市の方の意見も聞くべきであろうと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこはちょっと明確にお答えいただきたいんです。この請願として求めている地域住民がどこまでかということを知っているから、今後どうしていくかとかということよりも、今この請願で上がっている地域住民というところで限定してお答えいただきたいんです。となると町民ということでもいいんですか。

紹介議員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野議員。

紹介議員（河野隆子議員）

忠岡町の中にクリーンセンター、その産廃誘致の問題ということで建設の計画がされているわけですが、この影響を受ける地域住民というのは、忠岡町だけでなく、今ご説明したように泉大津市であったりとか、例えば磯上であったりとか吉井町ね、そこら辺の住民の方もやはり影響を受けるということで、この地域住民というのはそういった他市の方も含めてということなんです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、ちょっと前に議運のときも申し上げたんですけど、結局この請願自体、読まさせていただいて、ちょっと何を求めているのかがよく分かれへんところがあるので、私もいかんともし難いから質問させていただくんですけど、結局この求めておられるのは、話し合いを求めておられるということだけでいいんですよ。

ごめんなさい、と、あとその話し合いというところがね、立ち止まって話し合いっておっしゃっているから、この事業を1回ストップさせろという趣旨も含んでいうこの請願なのか、じゃなくて、もうこの事業ね、もう廃止するの決まっていますし、スタートしていますから、同時並行で、ただ、でも町民さんの中にも知らん人いるから、町長はしっかりと住民に説明果たしなさいよ、話し合い進めてくださいよということなのか、そこをお聞きしたいんですけど。

紹介議員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野議員。

紹介議員（河野隆子議員）

一旦これは一度立ち止まりという請願の中身にあるんですけど、この意味というのは、やはり今計画が進んでいますので、期間って要と思うんですね。住民の方と話し合う。説明じゃないですよ。話し合うね、そういった期間というのは数か月で済むのかという問題もありますので、やはりそれが追いつかなくて、計画はどんどん進んでいくとね、それは住民が望んでいらっしゃるのではないので、やはり一旦中断ね、中断してもらって話し合っしてほしいと、そういう内容であります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ということは、あれですね、同時並行で話し合いをしていってくださいじゃなくて、一旦事業をストップと、止めるということですね。分かりました。

あとちょっと、理事者側に聞いていいですか。

委員長（松井匡仁議員）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

町長にお聞きしたいんですけど、これね、今そうやって近隣のということが出てきてるんですけどね。これ、事業を進めるに当たって、要は近隣の自治体の首長さんですよ、とかと了解というんですかね、そこら辺はどうなんですか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

了解とか、そういう感覚の問題は、まあ、お話程度はしてますけども、実際問題、近隣の岸和田のクリーンセンター、あの大きな400トンの炉ができるときもそういう議論にはなってませんので。お互い。

委員（勝元由佳子議員）

忠岡に言うてきたとか。

町長（杉原健士町長）

そんなんとか、ありません。全然ないですから。同じ世情というか、そういう。向こうは今度の建設予定の炉は、うちよりも倍ほどあるんですからね。それでうちらが議論したでもないし、そういう住民が、大きな炉ができたからいうて、こっち側が住民が反対した

という覚えもございませんから、ルール的にはどうなのでしょうね。そういうのは別に。当然、今の時代ですからしっかりしたものを建ててくれますしというところで、安心しております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、町長もついこの間というんですかね、最近、協定結んだりとかされてますでしょう、近隣の自治体の。当然首長さんともお会いになられてると思うんですけど、特段このごみ処理事業のことで、「ちょっと忠岡町さん、こんなん困りませ」とか、「うちの住民からそなん言われてますねん」とか、そういうことは聞いてないということですよ。

委員長（松井匡仁議員）

委員、すみません。請願に関する内容をお聞きしていただきたいんですが。

委員（勝元由佳子議員）

結局そこでしょう。近隣の住民さん。

委員長（松井匡仁議員）

もうクリーンセンターそのものの質問になってるかと思っております。請願に関する内容でお願いします。町長のほうで答えになられるということでございましたら結構でございますが。

町長（杉原健士町長）

そういう、前向きに考えてるよというようなことで、当然、私どもはもう泉北環境のほうには行かないということになってますので、ついで話で悪いんですけども、今現時点で泉北環境のほうもいろいろ、また何か立ち止まって、何かややこしいことになってますので、ああ、良かったかなということは思っております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません。請願は憲法で定められたことなので、年齢も国籍も関係ないということで

すけども、先ほどこの中にも、趣旨説明の中にもありましたし、今、勝元委員の質問にもありましたけど、近隣市の影響、汚染の影響、大気汚染の影響って、これは百歩譲っても、私、署名の中を見たら、奈良、尼崎、この方々の署名あるんですけど、ここまで影響あると思われませんか。

紹介議員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野議員。

紹介議員（河野隆子議員）

距離の離れたところからの署名もあるということですがけれども、この請願の趣旨というのは、やはり住民自治を守ってほしいと、そういった思いで書かれた方もいらっしゃると思うので、当然影響がね、離れているから影響がない方であっても、やはりこういった進め方はいかんのじゃないかなと、そういった思いで書かれているというふうにお答えしておきます。

委員（北村 孝委員）

結構です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

ちょっとお聞きしたいんですけども、いつも、今も磯上の人とか吉井の人とかいろいろ言われてるとおっしゃってるんですけど、じゃあ、吉井の人全員が言ってるわけじゃないですよ。それ、どういう人が、ちょっと今までずうっと住民が言ってるとかいろいろ聞くんですけどね、どういう方がおっしゃってるのかというのが、ちょっと今までずっと僕、疑問に思ってたんですけど、吉井の方が言ってるって、吉井の全員がそういうふうに分言するのとか、磯上の方全員が言うてまんのかと思うんですよ。その辺のところ、どういう方々がそういうふうにおっしゃってるんか、ちょっとお答え願いたいんですけど。

紹介議員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野議員。

紹介議員（河野隆子議員）

河瀬議員おっしゃったように、全員が言ってるのかというところでありますけれども、そんな、全員の声を1軒1軒回って聞けるわけでもないし、それはちょっと説明せえというよりも、その全員の声を聞いたのかというのは、ちょっとそれは答えようがないというところですね。やっぱり疑問を思っている方がやはり声を上げてるといったところで、今朝もやはり吉井町の方、数人ね。「忠岡町でこんな建設の予定あるらしいけど、そんなもん、やめてや」という声も、今朝、ちょっと聞いてきたところですけど、全員というのはちょっと難しい。

委員（河瀬成利議員）

そしたら全員じゃないのは、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

委員（河瀬成利議員）

全員じゃないというのは分かりました。署名されてる方が言ってるとか、そういうふうには僕は思ってたんですけども、ただ、そういう個人的な問題を言ってきた人のことを、吉井の方が言っていると、そういうふうにおっしゃってるわけですね。そういうことですね。答えられへんかったら別に構いませんけども。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

紹介議員（二家本英生議員）

全員がというわけではなくて、やっぱりこういうことで環境汚染とか健康被害とかを感じるという近隣の方もいらっしゃると思うんです。その方が思いを込めて署名いただいているというのが現状なので、このことについて賛成の方も反対の方も当然いらっしゃると思います。その中で疑問に思ってることに対して、やっぱりこれは立ち止まらなあかなということで頂いてるのが今回の署名ということになりますので、よろしくお願ひします。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河瀬副委員長。

委員（河瀬成利議員）

分かりました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終了いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

まずは、反対討論がございましたらお願いいたします。

反対討論、勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回のこの請願ですけど、ちょっと私自身は、その話し合いですよね。丁寧な話し合いをしていただきたいというところの願いですよね。それは聞くべきだろうと思ってたし、まだ分かってないという方が住民さんの町民の中にもいたりとか近隣の方で不安にされてる方がおられるのであれば、町側、町長がしっかり説明責任果たしてやっていったらいいという、そこは全然変わってないんですけども、その事業を1回止めて中断してというところがですね。しかも期限、分からないというところで、このもう既に走ってるというか、もう待てる時間のないね、この事業が進んでる中で、ちょっと中断してその話し合いをしましょうというのは賛成しかねる。同時並行でね、町に丁寧な説明続けてくださいねということであれば私は賛成したんですけども、事業を止めてとなれば反対させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、賛成討論、ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

9, 913筆もの署名をつけて、産廃の焼却施設の計画は一旦立ち止まって、環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める、この住民からの請願書は、忠岡町議会は真摯に受け止めて採択すべきであると思います。

理由は、多くの住民がこの計画の存在すら知らないという方もまだいらっしゃる中で、住民の中でしっかり議論がされていないのに、議決案件でもないのに基本協定の締結を議決して、議会だけで多数決で決めてしまったからであります。だから住民からもっとよく話し合ってほしいという請願が議会に提出されるのも当然のことです。

請願の中に7点記されている疑問点については、忠岡町は住民と話し合う必要があります。住民に納得してもらえてないということは、説明会をしたからもういいではないかと言える状況ではなく、説明が不十分であることの表れではないかと思います。自分たちの出したごみをどう処理するかは、住民自身、一人一人が考え、話し合い、決めるという、この過程が大変大事であります。その中でごみの減量化もでき、環境を守ることができる

と思います。

議会で決めることだけが住民自治ではなく、住民自らが主体的に取り組み、考え、意見を交わし、そして結論を得て、その作業工程を行ってから、そして議会で議決するという、こういう過程が非常に大事であります。これが住民自治であります。この作業の工程を省略して、だからこういうことに請願が出されるということになるのであります。

近隣市の住民には一切知らされておられません。忠岡町の住民でも知らされていないのですから、近隣市の住民にも忠岡町は説明を行って、地域の住民と一緒に議論するということが必要であると思います。

議会で決めたのだから、住民はとやかく言うなという、そういうものではなく、住民の上に議会を置かずに、住民の中での議論、意見をよく聞いて、その声を議会で議論し尽くして、そして議会で採決する、これがまだできていない以上、この計画を進めていくということではなく、一旦立ち止まって中断をして、そしてこの、ここに挙げられている疑問点、7つの疑問点については、きちんと忠岡町は町民と、あと地域の近隣市の住民と話し合いをすべきであります。

計画を止めずに話し合いといっても、それは話し合いにはならないと思います。何でもそうです。一旦そのことを止めて話し合いをしなければ、落ち着いた話ができない。どんどん進んでいってしまう。そして結果はもうできてしまうという、こんな感じになるので、話し合いをするのであれば一旦止めて、そして話し合いをじっくり腰を据えてやっていくということでない、対等には話はできないと思います。

ということで、町議会はこの請願を可決して、忠岡町に計画を一旦立ち止まり、環境汚染や健康被害はないのか、よく地域住民と話し合うべきであります。

ということで、これは少し意見として付け加えたいと思いますけれども、単独か広域か公民連携かという、この方式を選択するというのを、住民自身がさせてもらっていないところ、それがあります。そして広域も、泉北環境だけが広域ではないと。岸貝の清掃工場、岸和田市貝塚市クリーンセンター、こちらもやっぱり広域の対象ということで考えるということも含めて、住民の中で考えるということが必要ではないかと。そういった選択肢を町民の中で、住民の中で、地域住民の中で、だから岸和田市民も一緒にならないとそういう話にはならないということでありますので、そういったことをゆっくりと、きちっと腰を据えて話し合う機会を持つべきだと思います。

以上、賛成討論といたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員（北村 孝委員）

委員長、もう質疑駄目ですね。 暫時休憩ちょっとお願いします。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。では、まず討論は終結させていただいてもよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

では、これで討論を終結いたします。
暫時休憩させていただきます。時間的にはどれぐらい要しますか。30分。再開は2時30分を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。
（「午後2時18分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。
（「午後2時30分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、起立により採決を行います。
請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うよう求める請願の提出についてを採択することに賛成の議員の起立を求めます。
（起立少数）

委員長（松井匡仁議員）

起立少数です。
よって、請願第1号は不採択となりました。
ここで紹介議員の退席を求めます。
（紹介議員：退席）

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件について全て議了いたしました。
本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において本委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者側のほうで何かございますでしょうか。ありませんか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

午前中、コンビニ交付の件で委員長のほうから質問のあった件についてお答えさせていただきます。お答えさせてもろてよろしいでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

はい、お願いいたします。

住民課（大谷貴利課長）

本人以外のマイナンバーカードを使ってのコンビニ交付につきましては、これはできないということで、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

すみません。議員皆さんのほうで、この総務常任委員会に関することで、ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

ないようです。総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

いろんな、管理職手当の問題、またいろいろご指摘もいただきました。いろんな意味で我々、かじを取る人間として、しっかりとした方向で、また職員の育成、またいろんな意味で縦のつながり、よく縦割りやとか言われてますけれども、しっかりとコミュニケーションを取りながら、しっかりとかじを取っていきたいと思っております。

それとまた、仮称地域エネルギーセンターのことではございますけれども、これは国基準もあり世界基準もあって、その中において安全・安心を確保しながら前へ進んでいく。取りあえず、とりわけまだまだ9年ほど先の話ではございますけれども、しっかりと職員と手を取り合いながらやっていかなあかんなと思っております。来年4月には当然、積み替え施設もできます。それまでにできるだけことはしっかりと住民さんにも説明できる機会があればしっかりと説明していきますので、その辺は議員の皆様方にもご理解のほどをお願いいたしまして、本日の閉会の言葉とさせていただきます。

本日は誠にご苦労さんでございました。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

（「午後2時35分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年12月8日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 是 枝 綾 子